

SS過疎地対策ハンドブック

平成28年5月
SS過疎地対策協議会

はじめに

全国のガソリンスタンド(サービスステーション:SS)数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。これに伴い市町村内のSS数が3か所以下の地域も増加しており、平成28年3月末時点で288か所に及んでいます。これらのうち、近隣にSSがない地域では、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すといった、いわゆる「SS過疎地問題」は全国的課題です。

SS過疎地においては、石油元売会社や石油製品販売事業者による通常のビジネスベースでは事業採算が困難なケースが多く、これを放置すると今後更にSS過疎地が増大し、多くの地域において石油製品の安定供給に支障が生じるおそれがあり、ひいては地域の衰退に繋がる懸念されます。

SS過疎地対策は、地域住民の生活基盤の維持について責務を有する自治体のリーダーシップが期待されます。SS過疎地対策の先進事例に目を向けてみると、自治体のリーダーシップのもとで、地元住民・石油業界・国も協力しつつ、地元のプレーヤーの協力体制を構築し、地域の現場のニーズに合致した対策をコーディネートしていくアプローチが有効です。

SS過疎地問題への対処は4段階のプロセス、すなわち①課題の認知、②検討、③実践、④評価・改善が必要です。しかしながら、対策・支援の実施・検討に取り掛かられていない自治体や、担当部署すら明確になっていない自治体が散見されます。従って、課題の認知という第一ステップから取りかかる必要があります。

このため、平成27年3月に石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会(各都道府県石油商業組合)及び国は、SS過疎地対策協議会を設置し、地域における燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けて、SS過疎地対策の必要性の発信、地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置を行うほか、更に各主体がそれぞれの役割に応じた取組を推進しているところです。

本ハンドブックはSS過疎地対策協議会の取組の一環として、SS過疎地の現状、先進事例及び共通して見られる「3つのアプローチ」、SS過疎地対策に取り組むための「4段階のプロセス」を紹介するとともに、SS設備更新に必要なコストや国による支援策等のビジネスプラン検討に必要な基礎情報・支援ツールを整理しています。SS過疎地において地域が一体となって課題解決に取り組む一助となれば幸いです。

目次

1. SS過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状 (P3~6)

(2) SS過疎地について (P7)

(3) SS過疎市町村一覧 (P8~11)

2. 先進事例の紹介と共通して見られる「3つのアプローチ」(P12~22)

3. 3つのアプローチを実行に移すための「4段階のプロセス」(P23~26)

4. ビジネスプランの策定に必要な基礎情報・支援ツール

(1) SS運営に係る想定されるコストの試算 (P27~31)

(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策 (P32~36)

(3) 「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」の概要 (P33,34)

(4) 国による地方創生を巡る動き (P39,40)

(5) 石油業界関係者による支援措置 (P41,42)

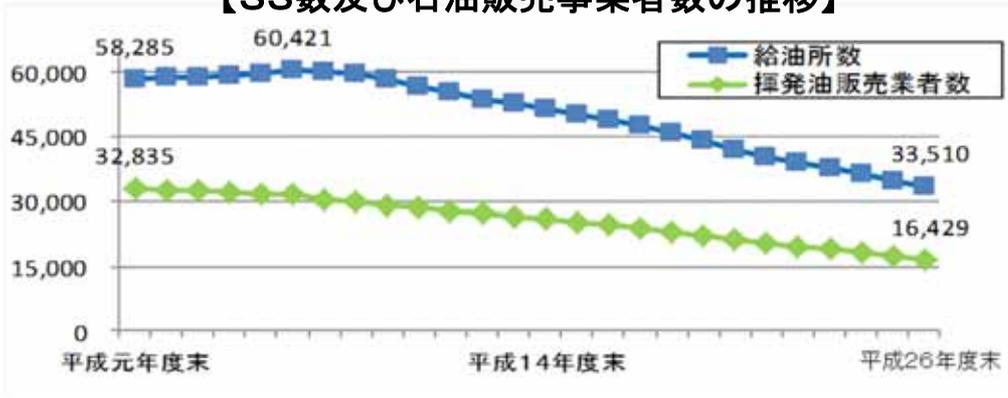
(6) 各種相談窓口 (P43)

1. SS過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状

- 全国のSS数は平成6年度末をピークにその後減少傾向で推移。(平成26年度末時点で33,510件)
- ガソリン販売量は、少子高齢化や自動車の燃費向上等といった構造的な要因により、今後も減少傾向(年▲1.8%)が続く見込み。
- また、商品の差別化が困難であることから、価格競争が激化。特に人口減少が激しい地域ではSSの収益率が低下。

【SS数及び石油販売事業者数の推移】



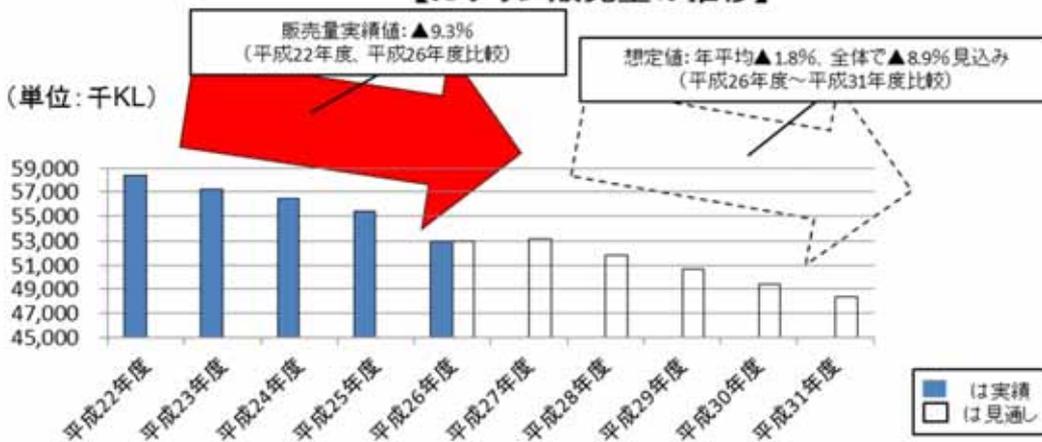
(出典)・資源エネルギー庁調べ

【小売業・ガソリン販売業の営業利益率の推移】



出典 ガソリン販売業者: 石油製品販売業経営実態調査報告書(平成26年度調査版)
小売業: 年次別法人企業統計調査(財務省)

【ガソリン販売量の推移】



(出典)・平成22年度～平成26年度実績値:「資源エネルギー統計」資源エネルギー庁
・平成27年度～平成31年度想定値:「石油製品需要見通し(平成27年4月)」石油製品需要想定検討会

【都道府県(所在地)別給油所数の推移】

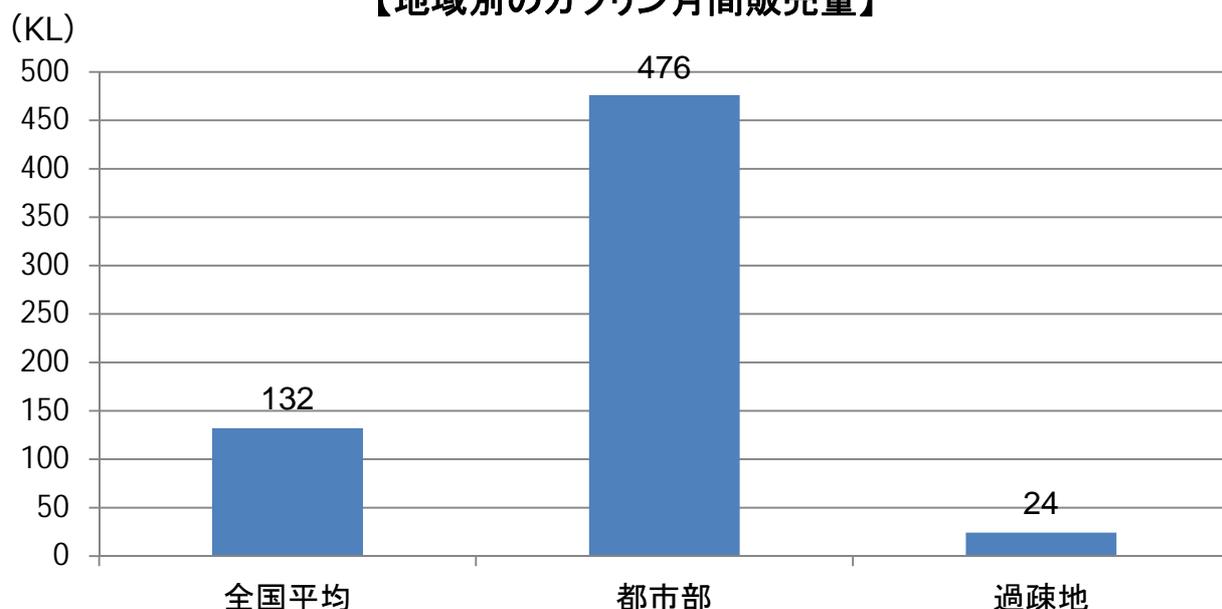
- 首都や中京・阪神などの都市部はSSの減少率が大きいことが分かります。これは地域の需要が大きいためセルフ化による設備大型化に係る投資が進みやすく、コンビニ等への転業も容易であるためSSの集約・統合が進んでいるためと考えられます。
- 他方で、相対的にSS過疎地の多いその他地域の方が、SSの転廃業が進みにくい傾向にあり、設備更新投資が進んでいない傾向にあります。こうした地域では、設備の寿命や経営者の高齢化に伴い、同時期にSSの閉鎖・共倒れが相次ぎ、突如としてSS過疎地問題に直面するリスクがあります。

	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	10年間の減少率
北海道	2,427	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	22.9%
北海道	2,427	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	22.9%
青森県	820	795	771	743	716	682	688	658	621	596	27.3%
岩手県	801	764	727	699	667	645	602	582	557	545	32.0%
宮城県	1,004	946	908	859	816	783	743	727	677	665	33.8%
秋田県	675	659	632	614	596	582	578	553	502	498	26.2%
山形県	709	683	649	617	575	555	539	521	490	485	31.6%
福島県	1,247	1,210	1,153	1,122	1,049	1,008	987	961	897	891	28.5%
東北	5,256	5,057	4,840	4,654	4,419	4,255	4,137	4,002	3,744	3,680	30.0%
茨城県	1,783	1,751	1,676	1,608	1,541	1,496	1,449	1,404	1,301	1,256	29.6%
栃木県	1,158	1,122	1,041	1,002	971	934	897	868	794	756	34.7%
群馬県	1,115	1,083	1,039	996	948	912	906	875	808	768	31.1%
埼玉県	1,652	1,606	1,551	1,510	1,447	1,387	1,351	1,302	1,225	1,156	30.0%
千葉県	1,945	1,876	1,798	1,717	1,666	1,599	1,557	1,500	1,391	1,318	32.2%
東京都	1,899	1,807	1,701	1,581	1,502	1,439	1,385	1,340	1,275	1,180	37.9%
神奈川県	1,543	1,460	1,374	1,310	1,262	1,207	1,175	1,129	1,072	1,003	35.0%
新潟県	1,328	1,302	1,262	1,220	1,181	1,148	1,132	1,099	1,024	1,002	24.5%
山梨県	598	587	569	530	513	500	489	461	441	431	27.9%
長野県	1,319	1,289	1,252	1,210	1,155	1,114	1,078	1,033	963	928	29.6%
静岡県	1,603	1,566	1,524	1,458	1,382	1,343	1,302	1,265	1,200	1,144	28.6%
関東	15,943	15,449	14,787	14,142	13,568	13,079	12,721	12,276	11,494	10,942	31.4%
富山県	528	519	506	469	460	440	428	419	412	405	23.3%
石川県	526	515	496	477	455	425	422	411	390	373	29.1%
岐阜県	1,091	1,054	1,002	950	927	888	867	835	798	781	28.4%
愛知県	2,281	2,183	2,110	1,990	1,901	1,809	1,770	1,649	1,618	1,572	31.1%
三重県	927	888	855	820	781	763	733	699	668	653	29.6%
中部	5,353	5,159	4,969	4,706	4,524	4,325	4,220	4,013	3,886	3,784	29.3%
福井県	426	414	401	386	361	343	324	318	304	297	30.3%
滋賀県	502	477	463	447	418	404	383	359	357	342	31.9%
京都府	666	635	604	582	560	530	514	488	468	452	32.1%
大阪府	1,643	1,565	1,474	1,397	1,327	1,247	1,199	1,158	1,089	1,034	37.1%
兵庫県	1,475	1,438	1,401	1,347	1,294	1,255	1,223	1,170	1,120	1,096	25.7%
奈良県	447	431	401	376	366	347	337	331	321	303	32.2%
和歌山県	588	564	537	521	497	477	462	432	423	412	29.9%
近畿	5,747	5,524	5,281	5,056	4,823	4,603	4,442	4,256	4,082	3,936	31.5%
鳥取県	331	325	310	301	285	270	267	255	252	239	27.8%
島根県	492	470	460	445	421	404	398	380	371	361	26.6%
岡山県	919	896	876	826	795	756	729	688	669	647	29.6%
広島県	1,120	1,083	1,043	984	944	898	871	835	822	797	28.8%
山口県	692	666	654	606	591	560	542	509	501	483	30.2%
中国	3,554	3,440	3,343	3,162	3,036	2,888	2,807	2,667	2,615	2,527	28.9%
徳島県	565	550	526	505	491	465	449	420	405	381	32.6%
香川県	528	494	480	465	443	425	416	398	386	377	28.6%
愛媛県	813	788	766	741	718	697	674	635	622	609	25.1%
高知県	506	487	469	446	437	427	411	400	390	374	26.1%
四国	2,412	2,319	2,241	2,157	2,089	2,014	1,950	1,853	1,803	1,741	27.8%
福岡県	1,465	1,369	1,330	1,255	1,188	1,125	1,120	1,102	1,069	1,035	29.4%
佐賀県	485	464	443	421	410	391	379	370	360	347	28.5%
長崎県	706	677	663	632	598	571	569	556	543	538	23.8%
熊本県	1,110	1,049	1,016	958	929	888	873	843	809	798	28.1%
大分県	707	685	673	642	612	582	566	539	526	518	26.7%
宮崎県	753	698	678	643	617	596	581	566	551	537	28.7%
鹿児島県	1,248	1,165	1,127	1,094	1,057	1,009	990	964	923	903	27.6%
九州	6,474	6,107	5,930	5,645	5,411	5,162	5,078	4,940	4,781	4,676	27.8%
沖縄県	418	391	384	375	372	370	365	363	357	352	15.8%
沖縄	418	391	384	375	372	370	365	363	357	352	15.8%
全国合計	47,584	45,792	44,057	42,090	40,357	38,777	37,743	36,349	34,706	33,510	29.6%

○都市部と過疎地では月間のガソリン販売量が大幅に異なります。全国的に見ても、販売量が少ないほど営業利益が赤字となりやすい傾向にあることから、SS過疎地においては燃料油販売に特化しては、将来の更新投資に必要な内部留保が十分に進まないことは明らかです。

○中長期的に燃料の安定供給の役割を果たすためにも、地域のニーズに応える総合生活サービス拠点として、ビジネスの多角化に取り組むことが不可欠です。全国的に見てもSS専門の事業者よりも兼業の事業者の方が営業利益率が高い傾向が見られます。

【地域別のガソリン月間販売量】

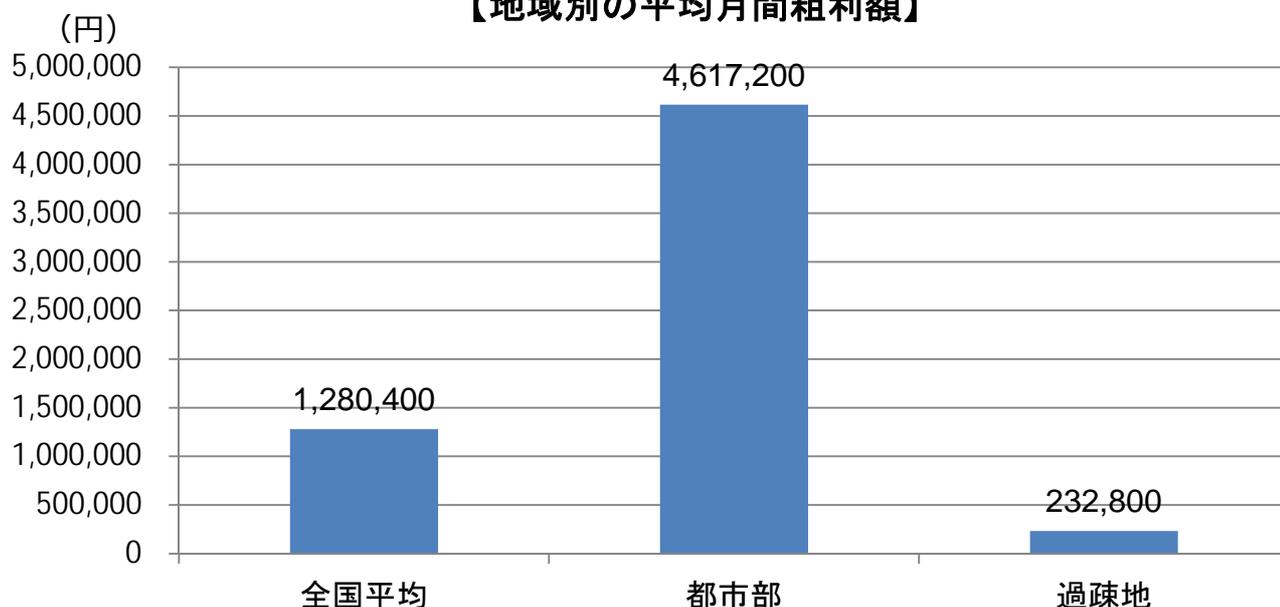


全国平均:「資源・エネルギー統計」(資源エネルギー庁)における国内向け販売量及び全国の給油所数から推計

都市部:都道府県別石油製品販売量(石油連盟)における東京都の販売量及び東京都の給油所数から推計(平成26年度)

過疎地:石油製品販売業経営実態調査報告書(平成26年度調査版)におけるSS過疎市町村に所在するSSの平均販売量(N=29)

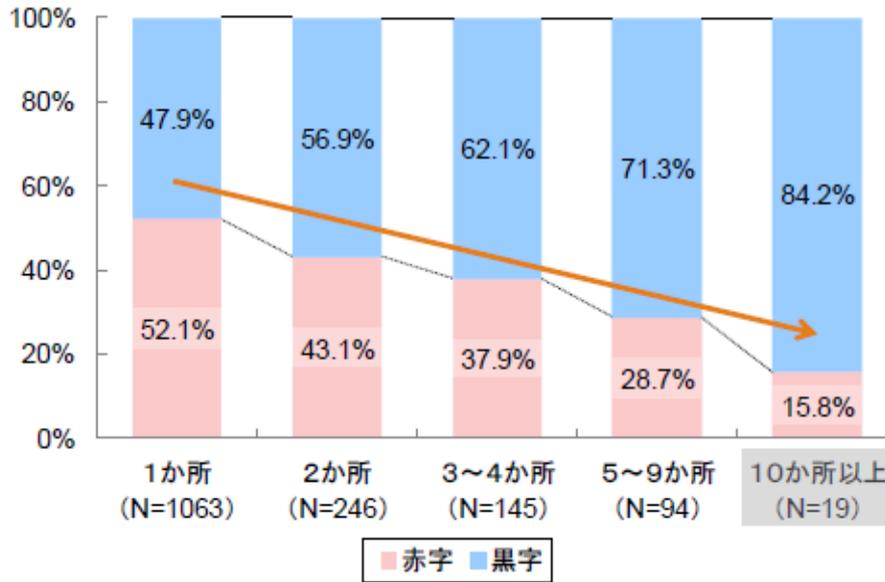
【地域別の平均月間粗利額】



上記の販売数量にレギュラーガソリンの1リットル当たりの平均粗利単価を乗じて算出。

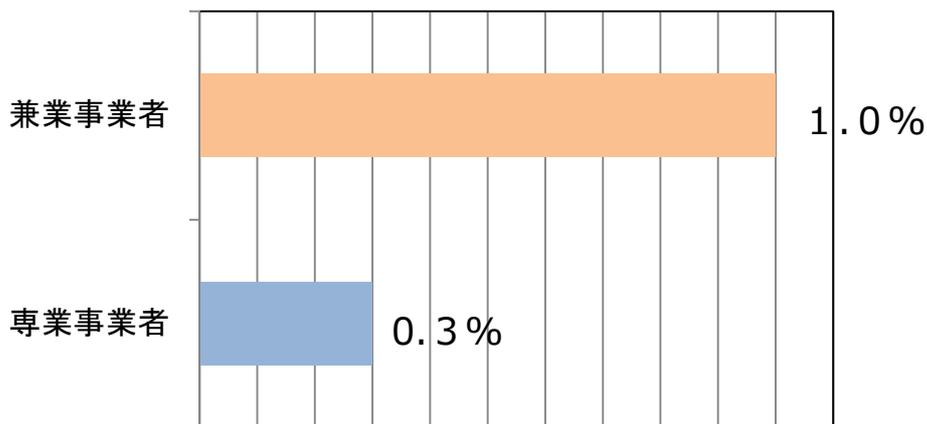
平均粗利単価:一般社団法人全国石油協会「石油製品業経営実態調査」(平成27年度調査版)

【給油所数別の赤字・黒字比率(営業利益ベース)】



注) 給油所総仕入額/給油所総販売数量で算出。
 出所) 全国石油協会「石油販売業経営実態調査」(平成26年度調査)

【SS専業・兼業事業者 平均営業利益率】



出所: 一般社団法人全国石油協会「石油製品販売業経営実態調査」(平成27年度調査版)

(2) SS過疎地について

SS過疎地の数

SS過疎地は、市町村内のSS数が3か所以下の自治体として定義し、平成25年から公表しています。なお、平成27年度末のSS過疎地は288市町村(一覧は8ページ参照)となっています(平成24年度末は257市町村、平成25年度末は265市町村、平成26年度末は283市町村)。

一方、同一市町村内にSSが少ない場合であっても隣接自治体で営業するSSが相当数に上り、そこで給油を行うこと等により、実際の生活上、燃料供給に関する支障が生じていない地域も存在します。住民基点、個別住民の実生活上の利便性の視点からは、居住地から一定距離圏内にSSが存在しない地域における実態把握も重要です。このため、参考として、居住地から最寄りSSまでの道路距離を分析・評価した地域情報について、自治体との共有を図りつつ、さらに今後のSS過疎地対策の検討を進めます。

SS立地情報把握システムの構築

GISを活用したSS過疎地の実態把握や災害時のオペレーション対応など幅広い活用が期待できるSS立地情報把握システムを構築しています。

本システムにより、人口分布や道路距離に応じたSS過疎地の抽出を行ったところ、「最寄りSSまでの道路距離が15km以上離れている住民が所在する市町村」は、257か所となっています(一覧は9ページ参照)。

SS過疎地を抱える自治体における取組の推進

市町村内のSSが3か所以下、または最寄りSSまでの距離が15km以上ある住民を抱える自治体においては、持続可能な地域づくりを進める上で、地域住民への安定したエネルギー供給網の整備・維持が不可欠です。

また、こうした取組は地域における他の重要インフラ(医療施設、教育施設、郵便局、金融機関、商業施設等)の整備・維持と並行して整理・検討することが持続可能な地域づくりにおいて、重要であると認識しています。

(3)SS過疎地市町村一覽

市町村別に見るSS過疎の状況

資料：平成28年3月31日時点SS登録データによる
平成28年3月31日時点市町村数：1,718(東京特別区を除く)

<SS数が少ない市町村>

※3箇所以下 計288

SS数が0箇所：11町村

1 青森県	中津軽郡西目屋村
2 新潟県	岩船郡粟島浦村
3 富山県	中新川郡舟橋村
4 大阪府	豊能郡豊能町
5 奈良県	磯城郡三宅町
6 奈良県	北葛城郡上牧町
7 奈良県	吉野郡黒滝村
8 和歌山県	東牟婁郡北山村
9 山口県	玖珂郡和木町
10 鹿児島県	鹿児島郡三島村
11 鹿児島県	鹿児島郡十島村

SS数が1箇所：71町村

1 北海道	上磯郡木古内町
2 北海道	古宇郡神恵内村
3 北海道	余市郡赤井川村
4 北海道	空知郡上砂川町
5 北海道	樺戸郡月形町
6 北海道	雨竜郡秋別町
7 北海道	雨竜郡北竜町
8 北海道	苫前郡初山別村
9 青森県	東津軽郡蓬田村
10 青森県	下北郡風間浦村
11 秋田県	南秋田郡大潟村
12 山形県	最上郡金山町
13 福島県	南会津郡檜枝岐村
14 福島県	河沼郡湯川村
15 福島県	大沼郡三島町
16 福島県	大沼郡昭和村
17 福島県	西白河郡中島村
18 群馬県	多野郡上野村
19 埼玉県	秩父郡長瀨町
20 東京都	利島村
21 東京都	御蔵島村
22 東京都	青ヶ島村
23 神奈川県	中郡二宮町
24 神奈川県	足柄上郡松田町
25 神奈川県	足柄上郡開成町
26 神奈川県	足柄下郡真鶴町
27 神奈川県	愛甲郡清川村
28 石川県	能美郡川北町
29 山梨県	南都留郡西桂町
30 山梨県	北都留郡小菅村
31 長野県	南佐久郡北相木村
32 長野県	下伊那郡平谷村
33 長野県	下伊那郡根羽村
34 長野県	下伊那郡赤木村
35 長野県	下伊那郡天龍村
36 長野県	下伊那郡泰阜村
37 長野県	木曾郡王滝村
38 長野県	東筑摩郡麻績村
39 長野県	上高井郡高山村
40 長野県	下高井郡木島平村
41 京都府	綴喜郡井手町
42 京都府	相楽郡南山村
43 兵庫県	加古郡播磨町
44 奈良県	生駒郡三郷町
45 奈良県	宇陀郡御杖村
46 奈良県	高市郡高取町
47 奈良県	高市郡明日香村
48 奈良県	北葛城郡玉寺町
49 奈良県	吉野郡野迫川村
50 奈良県	吉野郡北上山村
51 奈良県	吉野郡川上村
52 和歌山県	日高郡美浜町
53 和歌山県	東牟婁郡太地町
54 鳥根県	隠岐郡知夫村
55 岡山県	真庭郡新庄村
56 岡山県	英田郡西粟倉村
57 山口県	阿武郡阿武町
58 高知県	安芸郡田野町
59 高知県	安芸郡北川村
60 高知県	土佐郡大川村
61 高知県	幡多郡三原村
62 福岡県	鞍手郡小竹町
63 熊本県	球磨郡水上村
64 沖縄県	国頭郡大宜味村
65 沖縄県	中頭郡嘉手納町
66 沖縄県	島尻郡渡嘉敷村
67 沖縄県	島尻郡渡名喜村
68 沖縄県	島尻郡南大東村
69 沖縄県	島尻郡北大東村
70 沖縄県	島尻郡伊是名村
71 沖縄県	宮古郡多良間村

SS数が2箇所：100町村

1 北海道	石狩郡新穂津村
2 北海道	島牧郡島牧村
3 北海道	寿都郡寿都町
4 北海道	虻田郡二セコ町
5 北海道	虻田郡真狩村
6 北海道	虻田郡留寿都村
7 北海道	虻田郡京極町
8 北海道	古宇郡泊村
9 北海道	古平郡古平町
10 北海道	樺戸郡浦臼町
11 北海道	雨竜郡沼田町
12 北海道	雨竜郡幌加内町
13 北海道	上川郡鷹栖町
14 北海道	上川郡比布町
15 北海道	勇払郡占冠村
16 北海道	中川郡音威子府村
17 北海道	天塩郡幌延町
18 北海道	網走郡津別町
19 北海道	常呂郡置戸町
20 北海道	紋別郡滝上町
21 北海道	紋別郡西興部村
22 北海道	足寄郡陸別町
23 北海道	阿寒郡鶴居村
24 青森県	東津軽郡今別町
25 青森県	南津軽郡田舎館村
26 青森県	下北郡佐井村
27 宮城県	刈田郡七ヶ宿町
28 山形県	西村山郡西川町
29 山形県	最上郡舟形町
30 福島県	双葉郡楳葉町
31 福島県	双葉郡葛尾村
32 群馬県	甘楽郡南牧村
33 群馬県	利根郡川場村
34 群馬県	邑楽郡明和町
35 埼玉県	入間郡越生町
36 埼玉県	秩父郡横瀬町
37 埼玉県	秩父郡東秩父村
38 埼玉県	南埼玉郡宮代町
39 千葉県	長生郡睦沢町
40 東京都	西多摩郡檜原村
41 東京都	神津島村
42 石川県	河北郡内灘町
43 山梨県	南巨摩郡早川町
44 山梨県	南都留郡鳴沢村
45 山梨県	北都留郡丹波山村
46 長野県	南佐久郡南相木村
47 長野県	上伊那郡飯島町
48 長野県	下伊那郡下條村
49 長野県	下伊那郡豊丘村
50 長野県	下伊那郡大鹿村
51 長野県	木曾郡上松町
52 長野県	東筑摩郡生坂村
53 長野県	東筑摩郡山形村
54 長野県	北安曇郡小谷村
55 長野県	上水内郡小川村
56 長野県	上水内郡飯綱町
57 岐阜県	本巣郡北方町
58 岐阜県	加茂郡富加町
59 岐阜県	加茂郡東白川村
60 愛知県	海部郡大治町
61 三重県	桑名郡木曾岬町
62 滋賀県	犬上郡甲良町
63 京都府	綴喜郡宇治田原町
64 京都府	相楽郡笠置町
65 大阪府	三島郡島本町
66 大阪府	泉北郡忠岡町
67 大阪府	泉南郡田尻町
68 大阪府	南河内郡河南町
69 奈良県	生駒郡平群町
70 奈良県	生駒郡斑鳩町
71 奈良県	生駒郡安堵町
72 奈良県	吉野郡下市町
73 奈良県	吉野郡東吉野村
74 和歌山県	伊都郡九度山町
75 和歌山県	伊都郡高野町
76 和歌山県	東牟婁郡古座川町
77 鳥取県	日野郡江府町
78 岡山県	勝田郡奈義町
79 山口県	熊毛郡上関町
80 徳島県	勝浦郡勝浦町
81 徳島県	勝浦郡上勝町
82 高知県	安芸郡奈半利町
83 高知県	安芸郡安田町
84 高知県	安芸郡馬路村
85 福岡県	遠賀郡遠賀町
86 福岡県	朝倉郡東峰村

SS数が3箇所：106市町村

1 北海道	上磯郡知内町
2 北海道	茅渚郡鹿部町
3 北海道	檜山郡江差町
4 北海道	檜山郡厚沢部町
5 北海道	寿都郡黒松内町
6 北海道	虻田郡喜茂別町
7 北海道	余市郡仁木町
8 北海道	空知郡奈井江町
9 北海道	樺戸郡新十津川町
10 北海道	雨竜郡雨竜町
11 北海道	上川郡東神楽町
12 北海道	上川郡愛別町
13 北海道	上川郡東川町
14 北海道	空知郡上富良野町
15 北海道	空知郡中富良野町
16 北海道	上川郡和寒町
17 北海道	上川郡網走町
18 北海道	上川郡下川町
19 北海道	中川郡中川町
20 北海道	留萌郡小平町
21 北海道	苫前郡吉前町
22 北海道	天塩郡遠別町
23 北海道	宗谷郡猿払村
24 北海道	枝幸郡中頓別町
25 北海道	礼文郡礼文町
26 北海道	利尻郡利尻町
27 北海道	斜里郡小清水町
28 北海道	虻田郡豊浦町
29 北海道	有珠郡壮瞥町
30 北海道	勇払郡厚真町
31 北海道	河西郡更別村
32 青森県	下北郡大間町
33 岩手県	西磐井郡平泉町
34 岩手県	下閉伊郡普代村
35 宮城県	牡鹿郡小川町
36 秋田県	北秋田郡小阿仁村
37 秋田県	南秋田郡井川町
38 秋田県	雄勝郡東成瀬村
39 山形県	最上郡鮭川村
40 山形県	東田郡三川町
41 福島県	伊達郡桑折町
42 福島県	耶麻郡磐梯町
43 福島県	河沼郡柳津町
44 福島県	西白河郡泉崎村
45 福島県	石川郡玉川村
46 福島県	双葉郡広野町
47 福島県	相馬郡新地町
48 群馬県	多野郡神流町
49 群馬県	香妻郡高山村
50 埼玉県	比企郡滑川町
51 埼玉県	児玉郡美里町
52 千葉県	香取郡神崎町
53 東京都	清瀬市
54 東京都	西多摩郡日の出町
55 東京都	西多摩郡奥多摩町
56 東京都	小笠原村
57 神奈川県	逗子市
58 新潟県	三島郡出雲崎町
59 新潟県	刈羽郡刈羽村
60 福井県	今立郡池田町
61 山梨県	南都留郡道志村
62 山梨県	南都留郡忍野村
63 長野県	小県郡青木村
64 長野県	上伊那郡宮田村
65 長野県	下伊那郡喬木村
66 長野県	東筑摩郡朝日村
67 長野県	東筑摩郡筑北村
68 長野県	北安曇郡池田町
69 長野県	北安曇郡松川村
70 長野県	下高井郡野沢温泉村
71 岐阜県	安八郡安八町
72 岐阜県	加茂郡坂祝町
73 岐阜県	大野郡白川村
74 愛知県	北設楽郡東栄町
75 愛知県	北設楽郡豊根村
76 三重県	三重郡朝日町
77 京都府	乙訓郡大山崎町
78 大阪府	藤井寺市
79 大阪府	南河内郡太子町
80 大阪府	南河内郡千早赤阪村
81 奈良県	宇陀郡曾根村
82 奈良県	吉野郡天川村
83 奈良県	吉野郡下北山村
84 鳥取県	八頭郡若桜町
85 鳥取県	日野郡日野町
86 鳥取県	隠岐郡海士町

(参考)居住地から一定道路距離圏内にSSが存在しない地域を含む市町村一覧

平成27年度石油産業体制等調査研究(石油製品サプライチェーン実態調査)において、各人口メッシュから最寄りSSまでの道路距離を算出し、最寄りSSまでの距離が15km以上の人口メッシュが所在している市町村一覧(257市町村)

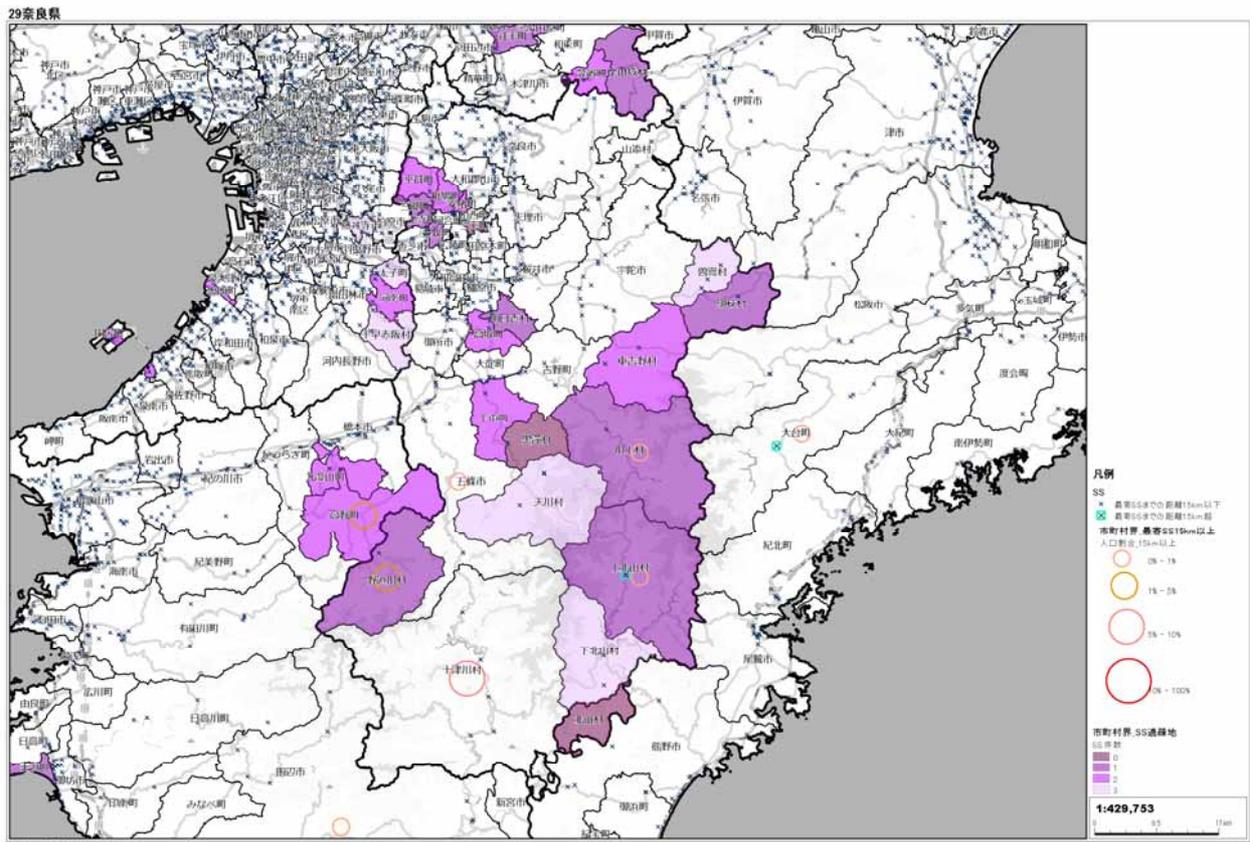
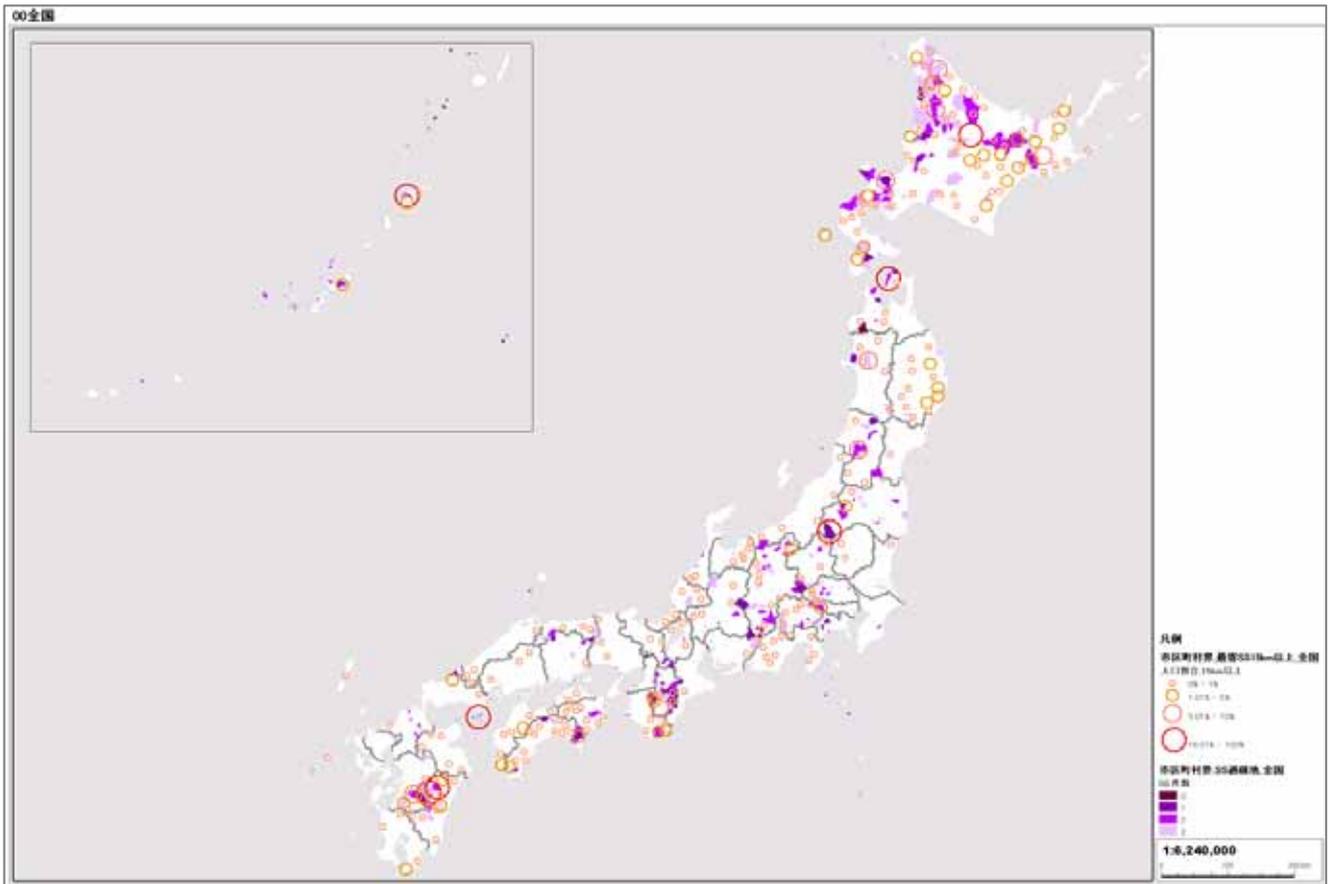
北海道		釧路市	北海道	中川郡	壽別町	東京都	西多摩郡	奥多摩町	奈良県	吉野郡	野泊川村	熊本県		人吉市
北海道		岩見沢市	北海道	中川郡	豊頃町	新潟県		村上市	奈良県	吉野郡	十津川村	熊本県	上益城郡	山都町
北海道		留萌市	北海道	中川郡	本別町	新潟県		糸魚川市	奈良県	吉野郡	上北山村	熊本県	球磨郡	水上村
北海道		紋別市	北海道	足寄郡	足寄町	新潟県		上越市	奈良県	吉野郡	川上村	熊本県	球磨郡	五木村
北海道		士別市	北海道	足寄郡	陸別町	新潟県		魚沼市	和歌山県		田辺市	熊本県	球磨郡	球磨村
北海道		根室市	北海道	十勝郡	浦幌町	新潟県	東蒲原郡	阿賀町	和歌山県		新宮市	大分県		中津市
北海道		千歳市	北海道	釧路郡	釧路町	富山県		富山市	和歌山県	伊都郡	高野町	大分県		日田市
北海道		深川市	北海道	厚岸郡	厚岸町	富山県		黒部市	和歌山県	西牟婁郡	白浜町	大分県		佐伯市
北海道		伊達市	北海道	厚岸郡	浜中町	富山県	中新川郡	上市町	和歌山県	東牟婁郡	那智勝浦町	大分県		宇佐市
北海道		石狩市	北海道	川上郡	標茶町	富山県	中新川郡	立山町	和歌山県	東牟婁郡	古座川町	大分県		豊後大野市
北海道		石狩町	北海道	川上郡	弟子屈町	富山県	下新川郡	朝日町	鳥取県		鳥取市	宮崎県		延岡市
北海道	二海郡	八雲町	北海道	阿寒郡	鶴居村	石川県		小松市	鳥取県		倉吉市	宮崎県		日南市
北海道	山越郡	長万部町	北海道	白糠郡	白糠町	石川県		加賀市	鳥取県	八頭郡	八頭町	宮崎県		小林市
北海道	檜山郡	上ノ国町	北海道	標津郡	中標津町	福井県		福井市	鳥取県		益田市	宮崎県		西都市
北海道	檜山郡	厚沢部町	北海道	標津郡	標津町	福井県		敦賀市	鳥取県		安来市	宮崎県		えびの市
北海道	奥尻郡	奥尻町	北海道	日梨郡	羅臼町	福井県		大野市	鳥取県	鹿足郡	津和野町	宮崎県	児湯郡	西米良村
北海道	釧路郡	今金町	青森県		青森市	福井県		勝山市	鳥取県	鹿足郡	吉賀町	宮崎県	児湯郡	木城町
北海道	久遠郡	せたな町	青森県		黒石市	福井県	三方上中郡	若狭町	岡山県		備前市	宮崎県	東臼杵郡	諸塚村
北海道	寿都郡	寿都町	青森県		むつ市	山梨県		甲府市	広島県	広島市		宮崎県	東臼杵郡	椎葉村
北海道	寿都郡	黒松内町	青森県	西津軽郡	鰺ヶ沢町	山梨県		山梨市	広島県		三次市	宮崎県	東臼杵郡	美郷町
北海道	磯谷郡	蘭越町	青森県	下北郡	佐井村	山梨県		南アルプス市	広島県		庄原市	宮崎県	西臼杵郡	日之影町
北海道	虻田郡	喜茂別町	岩手県	盛岡市	盛岡市	山梨県	南巨摩郡	早川町	山口県		萩市	鹿児島県		薩摩川内市
北海道	余市郡	赤井川村	岩手県		富古市	山梨県	南巨摩郡	南部町	山口県		岩国市	鹿児島県		奄美市
北海道	上川郡	上川町	岩手県		花巻市	山梨県	北都留郡	丹波山村	徳島県		阿南市	鹿児島県		伊佐市
北海道	上川郡	東川町	岩手県		北上市	長野県		松本市	徳島県		美馬市	鹿児島県	肝属郡	南大隅町
北海道	上川郡	美瑛町	岩手県		久慈市	長野県		飯田市	徳島県		三好市	鹿児島県	肝属郡	肝付町
北海道	空知郡	上富良野町	岩手県		一関市	長野県		伊那市	徳島県	那賀郡	那賀町	鹿児島県	大島郡	宇検村
北海道	上川郡	和寒町	岩手県		陸前高田市	長野県		大町市	徳島県	海部郡	美波町	鹿児島県	大島郡	瀬戸内町
北海道	中川郡	美深町	岩手県		釜石市	長野県		安曇野市	徳島県	海部郡	海陽町	沖縄県	国頭郡	東村
北海道	中川郡	中川町	岩手県		奥州市	長野県		富士見町	徳島県		美馬郡			
北海道	南富良野郡	幌加内町	岩手県	岩手郡	岩手町	長野県	下伊那郡	天龍村	徳島県	三好郡	東みよし町			
北海道	増毛郡	増毛町	岩手県	気仙郡	住田町	長野県	下伊那郡	泰阜村	香川県		高松市			
北海道	苫前郡	羽幌町	岩手県		大槌町	長野県	上高井郡	高山村	香川県	仲多度郡	まんのう町			
北海道	苫前郡	初山別村	岩手県		下閉伊郡	岩泉町	長野県	下高井郡	愛媛県		宇和島市			
北海道	天塩郡	遠別町	宮城県		仙台市	秋田県		高山市	愛媛県		西条市			
北海道	宗谷郡	猿払村	秋田県		能代市	秋田県		本巢市	愛媛県		大洲市			
北海道	枝幸郡	中頓別町	秋田県		大館市	秋田県		下呂市	愛媛県		四国中央市			
北海道	枝幸郡	枝幸町	秋田県	仙北市	仙北市	秋田県	北秋田郡	上小阿仁村	愛媛県	上浮穴郡	久万高原町			
北海道	天塩郡	豊富町	秋田県	南秋田郡	五城目町	秋田県	南秋田郡	五城目町	愛媛県	喜多郡	内子町			
北海道	天塩郡	幌延町	秋田県	雄勝郡	東成瀬村	山形県		米沢市	愛媛県	南宇和郡	愛南町			
北海道	網走郡	美幌町	山形県		西川町	山形県	西村山郡	西川町	高知県		安芸市			
北海道	網走郡	津別町	山形県		西川町	山形県	西村山郡	大江町	高知県		南国市			
北海道	斜里郡	斜里町	山形県		西川町	山形県	西置賜郡	小国町	高知県		宿毛市			
北海道	常呂郡	戸賀町	山形県		西置賜郡	福島県		喜多方市	高知県		四万十市			
北海道	紋別郡	滝上町	福島県		南会津郡	福島県		檜枝岐村	高知県		香南市			
北海道	紋別郡	興部町	福島県		南会津郡	福島県		柳津町	高知県		香美市			
北海道	紋別郡	雄武町	福島県		河沼郡	茨城県		高萩市	高知県	安芸郡	北川村			
北海道	虻田郡	豊浦町	茨城県		高萩市	栃木県		鹿沼市	高知県	長岡郡	大豊町			
北海道	勇払郡	むかわ町	栃木県		日光市	栃木県		日光市	高知県	吾川郡	いの町			
北海道	沙流郡	日高町	群馬県		前橋市	群馬県		甘楽郡	高知県	吾川郡	仁淀川町			
北海道	新冠郡	新冠町	群馬県		下仁田町	群馬県		利根郡	高知県	高岡郡	越知町			
北海道	浦河郡	浦河町	群馬県		下仁田町	群馬県		利根郡	高知県	高岡郡	四万十町			
北海道	河東郡	音更町	群馬県		片品村	京都府	京都市	京都市	高知県	幡多郡	黒潮町			
北海道	河東郡	上土曜町	群馬県		片品村	京都府		南丹市	長崎県		対馬市			
北海道	河東郡	鹿追町	埼玉県		秩父市	兵庫県		宍粟市	長崎県		五島市			
北海道	上川郡	新得町	埼玉県		秩父郡	兵庫県		美方郡	長崎県		南松浦郡			
北海道	広尾郡	大樹町	東京都	西多摩郡	檜原村	奈良県		五條市	熊本県		八代市			

※赤字はSS過疎市町村と重複している自治体(49町村)

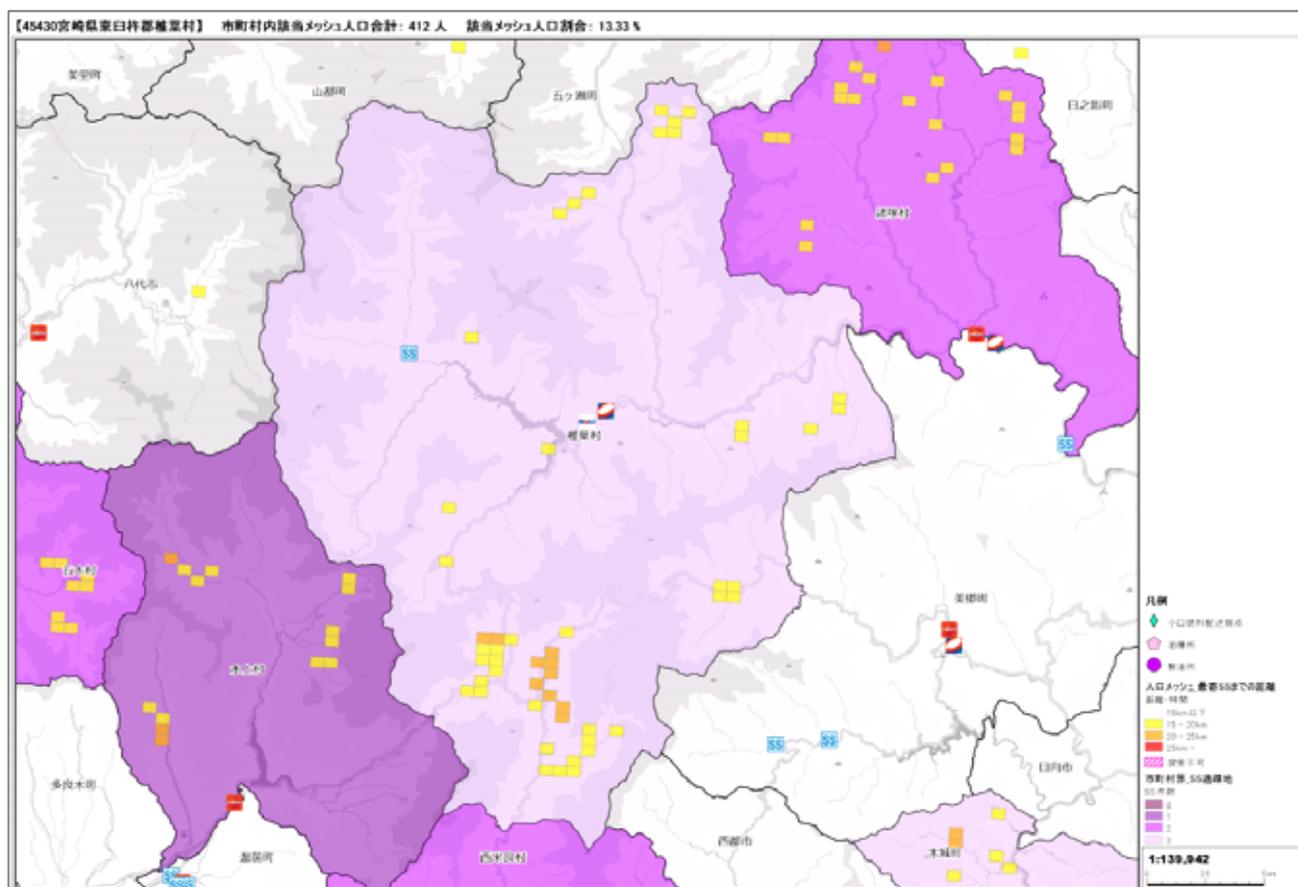
算出条件

1. 平成27年7月8日時点における揮発油等の品質の確保に関する法律に基づき登録があったSS。
2. 平成22年国勢調査に基づく人口(500メートルメッシュ)。
3. 道路距離算出の起点は、各メッシュの重心住所(重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした)。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
4. SSが存在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
5. 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上(高速道路、国道、都道府県道)及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

(4) 道路距離に応じたSS過疎地一覧：調査時点のデータに基づく分析結果



平成27年度石油産業体制等調査研究(石油製品サプライチェーン実態調査)において、最寄りSSまでの道路距離が15km以上の人口を有している市町村のうち、最も該当の人口割合が高かった市町村は宮崎県東臼杵郡椎葉村の13.33%であった。



本システムにおいて、最寄りSSまでの道路距離が15km以上の人口を有している市町村の分析マップについては、経済産業省のホームページ上で掲載しています。

調査結果掲載URL:

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000948.zip

なお、平成28年度中に本格運用を開始する予定です。本調査結果等へのお問合せは、巻末の石油流通課へご連絡ください。

2. 先進事例の紹介と共通して見られる「3つのアプローチ」

SSの数が減少し、既に安定的な燃料供給の継続に関する問題意識が高い自治体や地域住民が地域のSSを守るために、主体的に取り組む事例が増加しています。

いずれの事例も地域のニーズを踏まえ、自治体による強いリーダーシップや住民、関係者などによる課題解決に向けた検討、事業者間での話し合いなどにより、地域の実情に応じた取組がなされています。

取組事例から読み取れる今後の課題

SS過疎地における住民の利便性確保の重要性や、そのための地域の燃料供給拠点たるSSの維持の必要性については論を俟たないものの、人口減少に伴う需要減が見込まれる地域においてSSを維持していくことは決して容易ではありません。こうした課題を克服あるいは改善しつつある先行事例には、3種類のアプローチが見られます。

「地域のニーズにきめ細かく対応する総合生活サービス拠点化」

例：大分県杵築市では買い物弱者支援・高齢者安否確認と一体となった灯油配送モデルを構築



「地域参加型でSSを運営する体制構築」

例：高知県四万十市では100名超の住民が共同出資会社を設立しSSを継続



「ビジネスモデルの大胆な見直し」

例：長野県天竜村ではSSの設備更新時にSSを地域の中心地に移設



(1)「地域のニーズにきめ細かく対応する総合生活サービス拠点化」

SS過疎地における生活サービスの維持は、燃料に限った課題ではなく、中山間地の買い物弱者支援や、高齢者の日常のコミュニケーション機会の確保等の課題と組み合わせあって顕在化する例が多い。したがって、それらの課題解決に当たっても、真に地域に求められるサービスを一手に引き受けられる「地域の総合生活サービス拠点」としての役割をSSが担うアプローチが有効です。【事例1(灯油の配り置き)、事例2(道の駅)】

(2)「地域参加型でSSを運営する体制構築」

地域のニーズを柔軟に把握するのに最も適したプレイヤーは、地元の住民、企業、そして自治体です。例えば、高知県四万十市では、経営の立ちゆかなくなったSSを100人以上の地域住民による共同出資会社が買い取って存続させています。こうした地域の様々なプレイヤーが主体的に経営に参加する体制を構築することにより、短期的な利益よりもSSが地域に存続することに共通の価値を見出す事業運営が期待できます。【事例3(地域住民)、事例4(地元の観光協会)、事例5(村)、事例6(自治体+JA)】

(3)「ビジネスモデルの大胆な見直し」

従来の発想にとらわれない経営手法による対応も有効です。例えば、酒井商事と大油屋商店は、両社の強みを活かした経営統合・事業承継を実現しました。具体的には、燃料油の配送やタイヤ販売に強い(株)大油屋商店と、指定整備工場を持ち、車検に強い酒井商事(株)が上手く事業分野を棲み分けています。これにより、燃料油事業の仕入ロットが大きくなり、コスト競争力が高まりました。また、天龍村の事例では、村内唯一のSSが地下タンクの改修期限を迎えた際に、思い切って販売量の拡大が見込まれる商圈に移設することによりSS事業の存続を図りました。人口減少という逆風を克服するには、現状のビジネスモデルの追認では中長期的な経営維持が成り立たない場合も多く、そうした際には入念な計画に基づく大胆な見直しによって事態の打開を図ることが有効なケースも見られます。【事例7(商圈のいい地域に移転)、事例8(複数SSの統合・集約と強みに応じた役割分担)】

これら3つのアプローチを実行に移すには、地域の特性に合わせたコーディネート・調整が不可欠です。①地域の抱えるニーズ、②地元のプレイヤーの特徴、③最適なビジネスモデルの組み合わせのいずれも、地域によって千差万別であるため、一つの成功モデルをそのまま横展開できません。地域の特徴に合わせた対策をコーディネートするには、地元のプレイヤー、すなわち地元の自治体や、地域住民・企業、SS事業者、石油商業組合、石油元売が主体的に関与することが不可欠であり、とりわけ、地域住民の生活基盤の維持について責務を有する自治体のリーダーシップが期待されます。

<アプローチ1:地域のニーズにきめ細かく対応する総合サービス拠点化>

【事例1】大分県杵築市

～灯油の「配置販売」システムの構築～

①経緯

杵築市太田地区(旧・西国東郡大田村)は、かつて5カ所のSSが所在していたが、平成25年に小関石油1カ所のみとなった。

②取組内容

過疎化と高齢化が進む地区において、地域生活者の「安定的な灯油配達」を求めるニーズについて、地域＝「おおた青年会」、自治体＝「大分県」「杵築市」、SS事業者＝「小関石油店」(実施事業者)、「大分石油」(卸事業者)が問題意識を共有して、問題解決に踏み出した。

③成果・今後の予定等

灯油配達ニーズのある250戸のうち約100戸について、費用の負担割合を大分県「買い物弱者支援事業」から6/8、杵築市1/6、SS事業者1/6一の各負担で、各戸に90L灯油タンクを設置、1)「配置販売」によるSS事業者の配達効率の向上、2)ローリー巡回時に、安否確認を含む「見守りパトロール」を実施している。

[配送訪問で給油する様子]



【事例2】和歌山県すさみ町 ～自治体及び指定管理者によるSS再開～

①経緯

「道の駅」の整備に際し、地方自治体として将来想定される震災対応の拠点として位置付けるため、町が平成27年に「道の駅」に隣接する閉鎖中のSSの買取を実施。

②取組内容

SS再開に向けた燃料供給体制構築について、指定管理者制度で運営するため、運営者選定に係る実施方法について検討中。

③成果・今後の予定等

運営者選定方法が決定した後、SS再開に向けた工事を開始する予定。

また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画においても、SS存続に向けた供給体制構築の検討について位置付けられている状況。

[再開予定のSS]



<アプローチ2:地域参加型でSSを運営する体制構築>

【事例3】高知県四万十市

～地域住民によるSSの運営、多機能化～

①経緯

平成17年、地区内唯一のSS(JA出張所併設)が廃止を決定。翌年(平成18年)に地域のSSを存続させるために100名超の住民が株主となり、約700万円の出資金を集め、株式会社を発足。

②取組内容

廃止となるSSを株式会社が買い取り、SSの機能多角化に向け、地域住民からのニーズを踏まえた経営を実施。

③成果・今後の予定等

SS運営のほか、米の販売、生活雑貨等の宅配サービスや店舗に談話コーナーを設けるなど、地域のコミュニティとしての役割も担っている。

[SSの様子]



【事例4】長野県売木村 ～観光協会によるSSの機能維持～

①経緯

地区内唯一のSSの廃止を受け、近隣に位置する観光協会がSS存続に向けた協議会を設置。住民15名程度も参加し、村もオブザーバーとして参画。

②取組内容

協議会において、供給拠点維持のためSS施設を所有者から借り受け運営を実施することを決定。

③成果・今後の予定等

今後、周辺に立地する商店との集約化に向けた議論も継続していく。

[再開後のSS]



【事例5】北海道占冠村(トマム地区) ～地方自治体と地域住民によるSS再開～

①経緯

平成25年にトマム地区唯一のSSが廃止。その後、村が実施した地区の住民アンケートにおいて、現在の暮らしでの不満や不安について、食料品や日用品の購入に次いで、ガソリンスタンドがないことに関する回答が多数あり。

②取組内容

村は住民の生活機能の維持及び防災の観点から、SS施設の維持に向けて検討を行いSS所有者と協議の後、平成28年3月末に施設を買取。

③成果・今後の予定等

今後は、地下タンクの点検作業等を実施した上で、老朽化した施設設備の更新を行い、運営は地域住民の協力を得ることで、再開に向けた準備を進める予定。

[再開予定のSS]



【事例6】長野県阿智村 ～自治体による財政支援～

①経緯

平成22年2月、JAが所有するSSが閉鎖するに際し、JAの委託を受けていた運営者が地区にSSを無くしてはならないと村役場に支援を要請。

②取組内容

村としてもSSは重要インフラであるため、1)10年以上の営業継続、2)運営会社の設立、3)200万円の出資、の3点の条件が整えば支援することで議会の承認を得る。

運営者は、10年間の運営シミュレーションを作成し、有志と共に準備委員会を設立するとともに、免許所有者の9割から計200万円の出資を受け、村に報告。

議会は、条件が整ったことを受け、1,000万円の設備更新費用を予算措置。JAサイドにも同額の支援を求め、JAも出資を承諾。

③成果・今後の予定

平成22年12月に廃止したSSを再開。

[再開後のSS]



<アプローチ3:ビジネスモデルの大胆な見直し>

【事例7】長野県下伊那郡天龍村

～SSの移設及び商工会事業と連携した灯油宅配の効率化～

①経緯

村内唯一のSSが村内唯一のSSが地下タンクの改修期限を迎え、SS事業者がSS存続の可否や中心地への移設を検討していたところ、村長自ら地域の燃料の安定供給に危機感を持ち、SSの存続を事業者に働きかけを行った。

②取組内容

村長は地域コミュニティ維持のための総合的な地域政策の一環として積極的に関与。SS営業継続を村として広報し、住民の積極的な利用を呼びかけた。

また、石油製品の販売だけでなく、買い物弱者対策のために地元商工会が実施している「御用聞き事業(商品の宅配サービス)」と連携し、SS事業者が灯油とともに住民が必要とする日用品を共同で配送することにより、配送業務の効率化を実現。

③成果・今後の予定等

村民の積極的な利用に繋がり売り上げが増加。

また、買い物弱者対策のために商工会が実施している「御用聞き事業(商品の宅配サービス)」と連携して、灯油と日用品の共同配送を実施。

地元商業者から構成される商工会と連携することで、自治体に加えて地元住民とも協力関係を構築し、町ぐるみで支援体制を確立させることができた。

[SSの中心地への移設]



移設前



移設後



【事例8】福井県大野市

～地域のSS維持のための事業者間の経営統合～

①経緯

石油製品の需要減の中、伝統あるSSの存続を目指して、老舗2社が企業合併を選択。平成27年に2社の統合により、地域内のSSは6SSから4SSへ。

②取組内容

燃料油の配送やタイヤ販売に強い(株)大油屋商店と、指定整備工場を持ち車検に強い酒井商事(株)が事業を統合。

③成果、今後の予定

コスト削減を実現し、1SSあたりの売上高50%向上を実現。

[2社の合併および6SSから4SSへの統廃合のお知らせ]

お知らせ

当社は酒井商事(株)と合併致しました。

大野市の **Esso** は、7月2日より下記の営業体制となります。
掛売カードは大野市内全ての **Esso** で利用可能となります。
古い掛売カードの場合は、新しいカードを発行させていただきます。

7月1日は機械入替作業の為、休業させていただきます。
※Express犬山SSは、午後より営業致します

犬山SS
住所: 福井県大野市犬山77-2
Express TEL: 0779-66-6316

犬山北SS
住所: 福井県大野市新町2-14
TEL: 0779-66-2465

中野井SSは閉鎖となります

大野SSは5月1日より閉鎖となります

奥田SS
住所: 福井県大野市御日3-4-4
TEL: 0779-66-3212

オートグレイSS
住所: 福井県大野市御日77-40-1
Express TEL: 0779-69-7766

3. 3つのアプローチを実行に移すための「4段階のプロセス」

地元のプレーヤー、すなわち地域の自治体や、地域住民・企業、SS事業者、石油商業組合、石油元売が主体的に関与する体制を構築し、実際に地域の総合生活拠点としてのSSを整備していくには、以下の4段階のプロセスが必要です。



(1) 課題の認知:

課題の認知は対策の実施までのプロセスの第一ステップです。しかしながら、殊更SS過疎地問題に関しては、この第一ステップすら進んでいないのが実態です。地元自治体には、燃料供給に関する政策を担う部署そのものが存在しないケースも散見されるほか、石油連盟が平成26年に自治体向けに実施したアンケートにおいても自治体の約4割がSS過疎地問題を自らの問題と認識しているが、実際に対策等に取り組んでいるのは1割に満たないという結果があります。また、地元住民・企業などSSのユーザーにとって、SSの存在はあまりにも日常生活に溶け込んでおり、SSの経営者が後継者難に苦しんでいても、数ヵ月後に店舗を閉鎖するかどうか悩んでいても、通常そうした事情について知る術はありません。

こうした状況を放置すれば、いざSSが閉鎖する段階になって、はじめて地域の生活を支えるSSの重要性を再認識する事態を招くこととなり、取り得る対策の選択肢が狭まり事態打開がより一層困難となるのは明らかです。

このため、SS過疎地対策協議会において、近い将来にSS過疎地となる可能性のある地域の自治体に対して、①SS立地情報把握システムによる域内の地域住民等の需要サイドの視点に立った実態把握データやSS立地情報の提供、②SS過疎地実態調査の結果報告の共有、③都道府県石油組合、関連石油元売会社等との橋渡しを行い、SS過疎地問題について、自治体による現状把握や将来予測、対策の検討をサポートしていきます。

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・SS立地情報把握システムによる域内のSS立地の情報提供
- ・SS過疎地実態調査の結果報告の共有
- ・都道府県石油組合、関連石油元売会社等との橋渡し

等

(2) 検討:

地域におけるSSの減少を自治体や地域住民・企業等の共同体がSS過疎地問題を自らの課題と認識した次のステップとして、課題解決手法の検討フェーズに入ることとなります。解決策の検討に当たっては、地域の生活サービスの観点から、①地域の課題・ニーズの洗い出し、②ビジネスを担う主体となるプレイヤーの候補の洗い出しを行い、③両者の組み合わせをマッチングさせていくこととなります。この過程において、地元の自治体、SS事業者、地域住民等の関係者を巻き込み、胸襟を開いて地域の中期的な石油製品の安定供給の方策について議論を尽くすことが重要です。

先の長野県売木村(観光協会)や高知県四万十市(住民共同出資会社の前身たる検討会)の事例のように、関係者による協議会の設置は、関係者にとって地域の総合サービス拠点としてのSSの維持が共通の利益・目標であることを確認でき、大胆なビジネスモデルの変革を含む多様な発想を喚起しつつ、最終的に実効性の高いビジネスモデルの提案につながりやすいメリットがあります。

ビジネスモデルの選択肢が絞られてきたら、具体のビジネスプランの作成に移る。この段階では、SS設備等の資産や人材等の経営資源に関して、各プレイヤーの中長期的なコミットメントを具体的に決めていく必要があります。その際、将来の収益の見込みや、資金調達手法等、地に足のついた実務的なプラン策定が不可欠であり、その前提となるSS建設手法(地上の簡易タンク型or大型の地下タンク型等)やそれによる建設コストの違い、自治体・国の公的な支援メニューの活用可能性等に関する情報が必要であり、本書の後半を是非とも御活用いただきたい。

SS過疎地対策協議会としての支援内容

・自治体や住民組織等による先進事例の紹介(12ページ参照) 等

(3)実践:

地域のプレーヤーが協力して作り上げたビジネスプランを実践に移すに当たって、通常のSSビジネスでは採算の合わないケースであっても、まずは地域における生活サービス拠点維持という共通の利益を共有する地元の受益者の中で薄く広く費用負担する手法を模索することとなります。具体的には住民共同出資会社の設立、自治体による直営等である。

さらには、自治体や国による支援措置の活用を検討するケースが多く見込まれます。自治体に取り組む支援措置の具体化(地方創生交付金、過疎債等の活用)に当たっては、当然ながら、当該事業の公的性格、すなわち地域の利便性の維持に貢献する旨を示すことが求められます。更に、国による支援を活用する際にも、地方の燃料供給拠点の役割を担う旨の説明が求められることから、この点を見据えた事業コンソーシアムの形成・地域ニーズを踏まえた意思決定を行うことが有効です。

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・自治体や住民組織等による先進事例の紹介(12ページ参照) 等

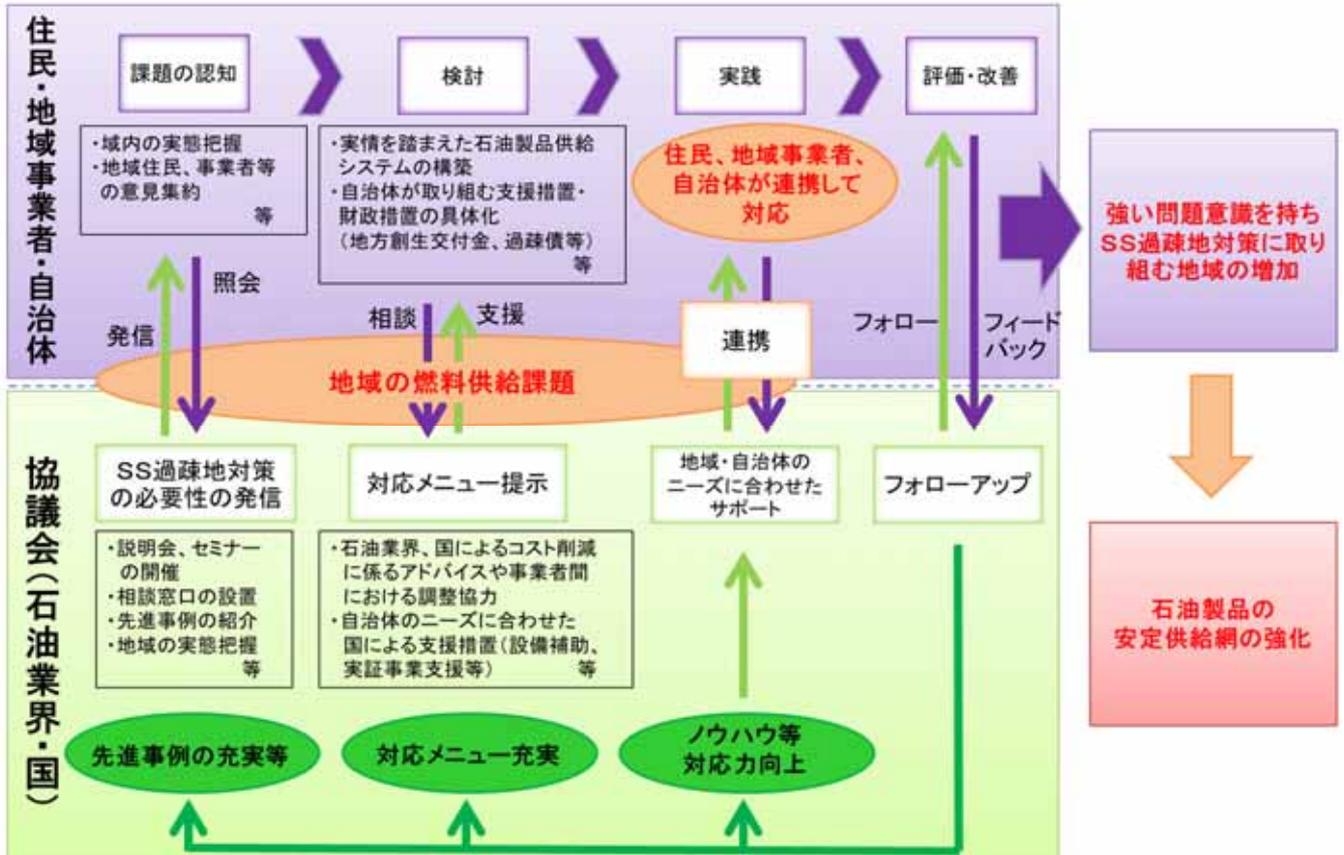
(4)評価・改善:

一定期間の運営状況や地域の声を踏まえ、実践内容のうち見直しすべき点がないか検証し、継続的な運営を可能とするよう定期的に検証を実施することが求められます。

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・石油業界、国によるコスト削減に係るアドバイスや事業者間における調整協力
- ・想定されるコスト試算の提示(27ページ参照)
- ・自治体のニーズに即した国の施策紹介(32ページ参照) 等

SS過疎対策を進めるには、以下の4段階のプロセスが必要です。



4. ビジネスプランの策定に必要な基礎情報・支援ツール

(1) SS運営に係る想定されるコストの試算

SSは地域における石油製品の安定供給を担う、地域住民にとって不可欠なインフラです。一方で、ガソリンなどの危険物を取り扱うため、その安全性を担保することが大前提であり、消防法令によって技術的な基準や義務が定められています。

以下に代表的な事項について整理しました。

○地下埋設タンクの基準

現行の消防法令による基準では、新たに地下タンクを埋設する際には、以下のいずれかの方法とする必要があります。

- ・鋼製一重殻タンク又は二重殻タンクを地盤面下のタンク室に設置する方法
- ・二重殻タンクを直接地盤面下に設置する方法
- ・コンクリートで被覆して地盤面下に設置する方法(漏れ防止構造)

また、二重殻タンクには、漏えいを検知するための設備を設置することや、一重殻タンクには、漏えいを検査するための管を周囲に4箇所以上設けること等、技術上の基準に適合するように設置する必要があります。

○危険物の漏えい早期発見・未然防止への対応

危険物施設の流出事故件数は平成6年以降増加し、近年、高い水準で推移しています。地下貯蔵タンク等からの腐食等劣化による流出事故が多数発生しており、構造上発見が遅れる可能性が高いことから被害の拡大が懸念されます。これを踏まえ、平成23年2月1日に消防法令が改正され、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、腐食のおそれが(特に)高いものについて、以下の危険物の流出防止措置が義務化されました。

- ①腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク(設置年数50年以上、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが8.0mm未満等の要件を満たすもの)
地下タンクからの危険物漏えいの未然防止対策(内面補強(内面ライニング施工)、外面腐食防止(電気防食システム設置))
- ②腐食のおそれの高い地下貯蔵タンク(設置年数40年以上50年未満、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが6.0mm未満等の要件を満たすもの)
 - ①で掲げた対策又は危険物漏えい早期発見対策(危険物の微少な漏れを検知するための設備の設置(精密油面計))

○定期点検の義務

地下貯蔵タンクを有するSSは、原則として1年に1回以上の点検義務があります。このうち、埋設後15年を超えないタンク・配管及び1週間に1回以上危険物の漏えい確認等の措置をしているタンク・配管については、3年に1回以上の漏えい点検義務があります。また、定期点検の記録は一定期間保存する義務があります。

○地下タンク等の放置防止

土壌汚染の防止及び防災上の観点から、廃止タンクは撤去することが原則となっています。

上記のように、施設の構築や維持等に当たり様々な対応が求められます。これらに係る費用について、次頁以降に整理しました。

想定されるコストの試算：主要メーカー3社の平均見積額

①SSの新設(補助率:1/4~10/10、補助対象経費の上限額:20,000千円)

補助金については、地域住民にとって必要なインフラを確保する観点から、自治体の理解と協力を前提に、事業者間の統合を含むSSの集約、それらを契機として地域住民の生活により資する場所への移転を伴う際に、地下タンク設備関連の工事費に要する経費を対象として支援を行う。

条件：月あたりの販売量が30~40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
敷地の面積	100.04㎡	148.84㎡
事務棟面積、キャンピー面積	2.70㎡、26㎡	2.70㎡、45.5㎡
タンク容量(本数)	20KL(1本)	30KL(1本)
タンク内訳 (レギュラー、ハイオク、軽油、灯油)	8KL、4KL、4KL、4KL	12KL、6KL、6KL、6KL
マルチ計量機	1基	1基
灯油計量機	1基	1基

ケース1

補助対象経費:30,060千円

補助金の額:5,000千円~20,000千円

$$(20,000\text{千円(補助対象経費の上限額)}) \times 1/4 \sim 10/10\text{(補助率)} \\ = 5,000\text{千円} \sim 20,000\text{千円(補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は24,281千円~39,281千円となる。

ケース2

補助対象経費:37,207千円

補助金の額:5,000千円~20,000千円

$$(20,000\text{千円(補助対象経費)}) \times 1/4 \sim 10/10\text{(補助率)} \\ = 5,000\text{千円} \sim 20,000\text{千円(補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は32,408千円~47,408千円となる。



※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域①	3/4
	過疎地域②	2/3
非中小企業	過疎地域①	1/4
	過疎地域②	
市町村	過疎地域①	10/10

過疎地域①: 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域若しくは1市町村内の給油所数が3力所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域。

過疎地域②: 過疎法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられていない地域若しくは1市町村内の給油所数が3力所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられていない地域。

②老朽化した地下タンクの設備更新(任意)

条件:月あたりの販売量が30~40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
タンク容量	20KL	30KL
タンク本数	1本	1本
レギュラー	8KL	12KL
ハイオク	4KL	6KL
軽油	4KL	6KL
灯油	4KL	6KL

()地下タンクの撤去(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:10,000千円)

ケース1

補助対象経費:6,610千円

補助金の額:4,407千円

$$(6,610千円(補助対象経費) \times 2/3(補助率) = 4,407千円(補助金額))$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,851千円となる。

ケース2

補助対象経費:8,165千円

補助金の額:5,443千円

$$(8,165千円(補助対象経費) \times 2/3(補助率) = 5,443千円(補助金額))$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,586千円となる。

()地下タンクの入換(補助率:1/4~10/10、補助対象経費の上限額:20,000千円)

ケース1

補助対象経費:19,118千円

補助金の額:4,779千円~19,118千円

$$(19,118千円(補助対象経費) \times 1/4 \sim 10/10(補助率) = 4,779千円 \sim 19,118千円(補助金額))$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は10,331千円~24,669千円となる。

ケース2

補助対象経費:22,802千円

補助金の額:5,000千円~20,000千円

$$(20,000千円(補助対象経費の上限額) \times 1/4 \sim 10/10(補助率) = 5,000千円 \sim 20,000千円(補助金額))$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は14,131千円~29,131千円となる。

※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域	3/4
	過疎地域以外	2/3
非中小企業	全ての地域	1/4
市町村	過疎地域	10/10

※過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域若しくは1市町村内の給油所数が3カ所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域。

③危険物の漏えい早期発見・未然防止への対応(消防法に基づく義務)

()精密油面計設置(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:3,000千円)

ケース1:4室(10KLタンク2本、各2室)

補助対象経費:4,147千円

補助金の額:2,000千円

$(3,000\text{千円(補助対象経費の上限額)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 2,000\text{千円(補助金額)}$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,518千円となる。

ケース2:5室(10KLタンク2本、2室、3室)

補助対象経費:4,771千円

補助金の額:2,000千円

$(3,000\text{千円(補助対象経費の上限額)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 2,000\text{千円(補助金額)}$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,185千円となる。

(ii)電気防食システム設置(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:5,000千円)

ケース1:10KLタンク2本

補助対象経費:4,169千円

補助金の額:2,780千円

$(4,169\text{千円(補助対象経費)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 2,780\text{千円(補助金額)}$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は1,699千円となる。

ケース2:10KLタンク3本

補助対象経費:5,089千円

補助金の額:3,333千円

$(5,000\text{千円(補助対象経費の上限額)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 3,333\text{千円(補助金額)}$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,080千円となる。

()FRP内面ライニング施工(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:10,000千円)

ケース1:10KLタンク2本

補助対象経費:5,762千円

補助金の額:3,841千円

$(5,762\text{千円(補助対象経費)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 3,841\text{千円(補助金額)}$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,011千円となる。

ケース2:10KLタンク3本

補助対象経費:8,604千円

補助金の額:5,736千円

$(8,604\text{千円(補助対象経費)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 5,736\text{千円(補助金額)}$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は4,296千円となる。

④土壌汚染の早期発見及び早期対策(保守)

()計量機定期点検(1回/1年) (消防法による義務)

49, 333円

()計量機計量検定(1回/7年) (計量法による義務)

50, 000円

(iii)地下タンク・地下埋設配管機密点検(1回/1年※) (消防法による義務)

41, 667円

※一定の条件を満たすものは1回/3年

(iv)地下タンク(二重殻)漏えい検知装置定期点検(1回/1年) (消防法による義務)

50, 000円

(v)電気防食システム定期点検(1回/1年) (消防法による義務)

58, 333円

⑤設備更新

(i)計量機交換工事(マルチ計量機1基、灯油計量機1基) (任意)

3, 285, 333円

(ii)簡易計量機

1, 146, 360円

(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策

地域エネルギー供給拠点整備事業

平成28年度予算額 30.5億円

事業目的・概要

石油製品の安定供給を確保するため、以下の事業について支援します。

①災害時を含む安定供給の維持・確保

災害時を含む安定供給を確保するため、(i)地下タンクの大型化に伴う入換や、(ii)入換に伴う自家発電機導入に係る費用を支援します。また、過疎地での需要減少が見られる中で石油製品の供給拠点を維持すべく、(iii)経営基盤強化のために複数事業者等が行うのSSの統合、集約、移転の際の地下タンクの設置や、(iv)簡易計量機の設置等に係る費用について支援します。

②環境・安全対策に係る中小石油販売業者の支援

(v)地下タンクからの危険物漏えい防止対策、(vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査、(vii)地下タンク等の撤去に係る費用について支援します。

条件（補助率）

- (i)地下タンク入換 【非過疎地】中小企業※1 2/3、非中小企業 1/4
【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3、
非中小企業 1/4、自治体所有のSS 10/10※2
- (ii)自家発電機導入 【全国】 1/2※3
- (iii)SSの統合、集約、移転の際の地下タンク設置
【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3、
非中小企業 1/4、自治体所有のSS 10/10※2
- (iv)簡易計量器設置等【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3
自治体所有のSS 10/10※2
- (v)地下タンク漏えい防止対策【全国】 中小企業2/3
- (vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査【全国】中小企業1/3
- (vii)地下タンク撤去 【全国】 中小企業2/3

※1 中小企業基本法に基づく中小企業(会社及び個人)

※2 ①過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって、同法に基づく過疎地域自立促進市町村計画、若しくは②1市町村あたりのSS数が3か所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって、地方自治法に基づく総合計画(実施計画)等に、SSの整備・維持が位置づけられた場合

※3 地下タンク入換と同時に行う場合のみ補助対象

お問合せ先：資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

TEL: 03-3501-1320

石油製品流通網維持強化事業(のうち石油製品流通網再構築実証事業) 平成28年度予算額 1.6億円

事業目的・概要

地域の実情や外部環境の変化を踏まえた石油製品の効率的かつ安定的な供給に向け、具体的な燃料供給システム、コスト削減に係る方策、安全性に係る技術開発などの実証事業を支援します。

①石油製品の安定供給に係る実証事業

石油製品の安定供給に支障を来している地域において、自治体が自らの問題として捉え、地域内のSSや他業種と自治体が連携※して実施する新たなビジネスモデルとなる実証事業を支援します。

※申請主体はコンソーシアムとし、自治体がコンソーシアムに参画していることが要件となります。

②安全性の確保を前提としたSSのコスト削減に資する技術開発

石油製品の安定供給を可能とするため、安全性を担保したSSのコスト削減に資する技術開発に係る実証事業を支援します。

事業スキーム



事業イメージ

(i)他業種との連携によるSSの多機能化

自治体や商工会の主導により、地域内の商店やホームセンター等の他業種とSSが業務提携し、SS内に食料品や生活雑貨、農業資材等の販売スペースを設けることでSSへの集客効果を挙げるとともに、地域におけるコミュニティの集約化を図る。

(必要とされる経費例:関係者による検討会費、地域内の実態調査費、店舗改装費等)

(ii)サテライトエネルギー供給拠点の設置

地域のデイサービスセンターにポータブル計量器を設置し、サテライトエネルギー供給拠点とする。デイサービス送迎車を活用し、利用者の送迎時に合わせて灯油の配送を行う。具体的には、迎えの際には灯油が入ったポリタンクを積載し、利用者を乗車させる際に空のポリタンクと交換することで、利用者の送迎車を活用した灯油配送を行う。

また、自治体の主導により、デイサービスセンターに商店や地域コミュニティに不可欠なATMや郵便局のほか、JAの直売所等を併設することで「小さな拠点」化を図る。

(必要とされる経費例:自治体によるニーズ調査費、送迎車のリース料、ポータブル計量機設置費等)

お問合せ先:資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

TEL:03-3501-1320

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(過疎地域等自立活性化推進交付金)過疎対策事業債(ソフト分) (総務省)

過疎地域(※1)等の集落においては、高齢化の進行等により、集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加しており、医療や福祉対策、日常生活機能の確保及び空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化しています。

過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するためには、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興することが有用です。

地域で暮らす人々が中心となって、このような地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織を「地域運営組織」と言います。「地域運営組織」がガソリンスタンドを運営する取組に対して過疎地域市町村が補助を行う場合に、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業や過疎対策事業債(ソフト分)を財源としている事例があります(※2)。

※1 本頁における「過疎地域」とは、「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)に規定する「過疎地域」をいいます。

※2 過疎対策事業債(ソフト分)の対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象としています(出資及び施設整備費を除く)。

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」「小さな拠点」において、住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。

集落ネットワーク圏における取組イメージ	施策の概要
<p>※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定</p>	<p>(1)事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織) ※ 交付金の申請は市町村が行う。</p> <p>(2)交付額 1事業当たり2,000万円以内</p> <p>(3)平成28年度予算額 400,000千円</p> <p>(4)対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落ネットワーク圏計画を作成 ・集落ネットワーク圏の形成・活動を支援 <p style="text-align: center;">集落ネットワーク圏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の確立 ・活性化プランの作成 <p style="text-align: center;">地域運営組織 → 活性化プラン</p> <p style="text-align: center;">↑ 専門家等による支援</p> <p style="text-align: center;">↓ 具体的事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者サロンの開設 ○ 雪下ろし、雪よせ ○ ボランティアチェーン等と連携した買物機能の確保 ○ デマンドバス・タクシーの運行 ○ 伝統芸能や文化の伝承 ○ 特産品の開発や6次産業化による高付加価値化 ○ 田舎暮らし体験等による都市との交流産業化等 </div>

お問合せ先:総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

TEL:03-5253-5536

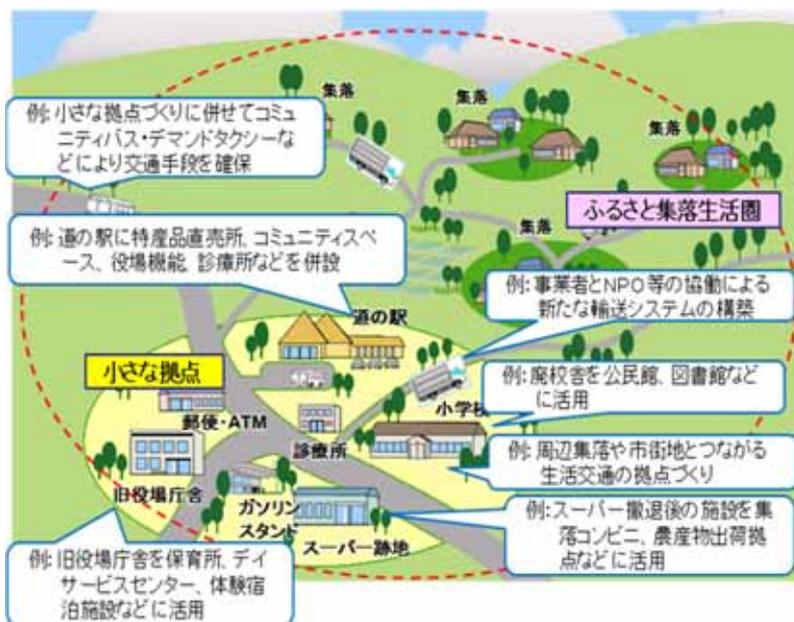
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (国土交通省)

＜集落地域における「小さな拠点」について＞

- 急激な人口減少の影響をいち早く経験している中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等)やコミュニティ機能が維持できなくなっている地域があり、SS過疎も、地域のこのような傾向の中で生じている場合が少なくありません。
- したがって、SS過疎地対策は、他の生活サービス機能を含めた地域全体の対策と一体的に行うことが有効です。
- 「小さな拠点」は、小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐことで、必要な生活サービス機能等を維持するとともに、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組です。
- SS過疎への対策も、こうした「小さな拠点」の形成と一体的に行うことで住民の利用に繋がり、より持続的な対策に繋がることが期待されます。

＜「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業＞

- 国土交通省国土政策局では、「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等に対して支援しています。



○補助制度の概要

- 対象地域：過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体：市町村
- 対象事業
施設の再編・集約等
(補助率1/2以内)
- ※既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費等に対して支援

お問合せ先：国土交通省 国土政策局 地方振興課
TEL:03-5253-8403

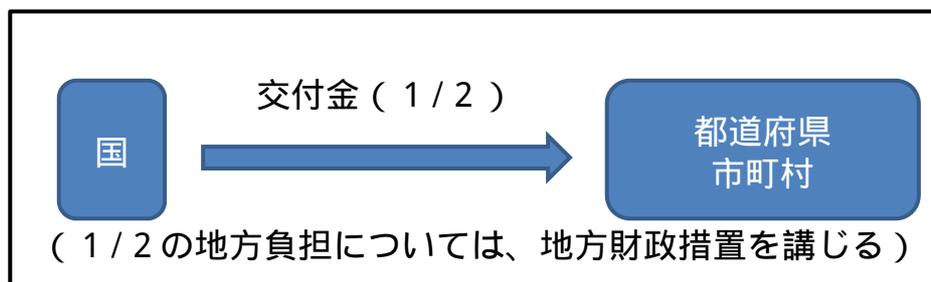
地方創生推進交付金 平成28年度予算額 1,000億円

事業概要・目的

28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設。

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

資金の流れ



事業イメージ・具体例

【対象事業】

(i)先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例)ローカル・イノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

(ii)既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

(iii)先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画(複数年度の事業も可)を作成し、内閣総理大臣が認定

お問合せ先:内閣府 地方創生推進室
TEL:03-5510-2475

(3)「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」の概要

①背景

近年、中山間地域等のガソリンスタンドでは、来客頻度が極めて低く、係員の確保が難しい状況にある。

このため、消防庁では、顧客の呼び出しに応じ、係員が隣接する店舗等から移動して給油等を行う運用形態について検討し、呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策の指針をとりまとめた。



図1 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所のイメージ

②指針の概要

()呼び出しに応じて給油等を行う場合とは

通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油する場合をいう。

()呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所について

来客時・緊急時に係員が迅速に対応する必要があることや来客頻度を踏まえ、下記の距離及び販売量を目安とする。

- 係員が所在する店舗等から給油取扱所までの距離が15～60メートル程度
- 一カ月あたりの危険物の販売量が10～40キロリットル程度

()主な安全確保策

- 係員以外の者による給油、注油、いたずら等を防止する措置(給油ノズルのロック等)
- 係員以外の者を危険物を貯蔵・取扱う建築物に出入りさせない措置(ポンプ室、油庫等の施錠管理)
- インターホン、センサー、監視カメラ、看板等の機器の設置(機器設置の要否は表1を参照)
- 予防規程への記載(給油ノズルのロック等及び係員が来客や異常を覚知した際の適切な対応)
- その他(係員の静電気防止対策、設置機器の維持管理)

表1 店舗等からの視認性に応じた機器設置の要否

店舗等からの視認性	インターホン	センサー	監視カメラ	看板等
直視できない※1	○ (監視カメラを設置した場合は不要)	○	▲	○
直視できる※1	○ (センサーを設置した場合は不要)	▲※2	▲	○

○:設置が必要なもの ▲:設置が望ましいもの

- 1 直視の可否については、所在場所で執務中の係員が、その場から給油取扱所の状況を直視で確認できるか否かを踏まえて判断すること
- 2 給油空地又は注油空地に死角があり、来客等の覚知に支障が生じるおそれがある場合は、センサーの設置が必要



図2 機器の設置状況

()機器の設置例

所在場所から給油取扱所を直視できる場合で、原則としてインターホン及び看板の設置が必要となるところ、インターホンに代わりセンサーを設置したほか、任意で床面表示を行ったもの。

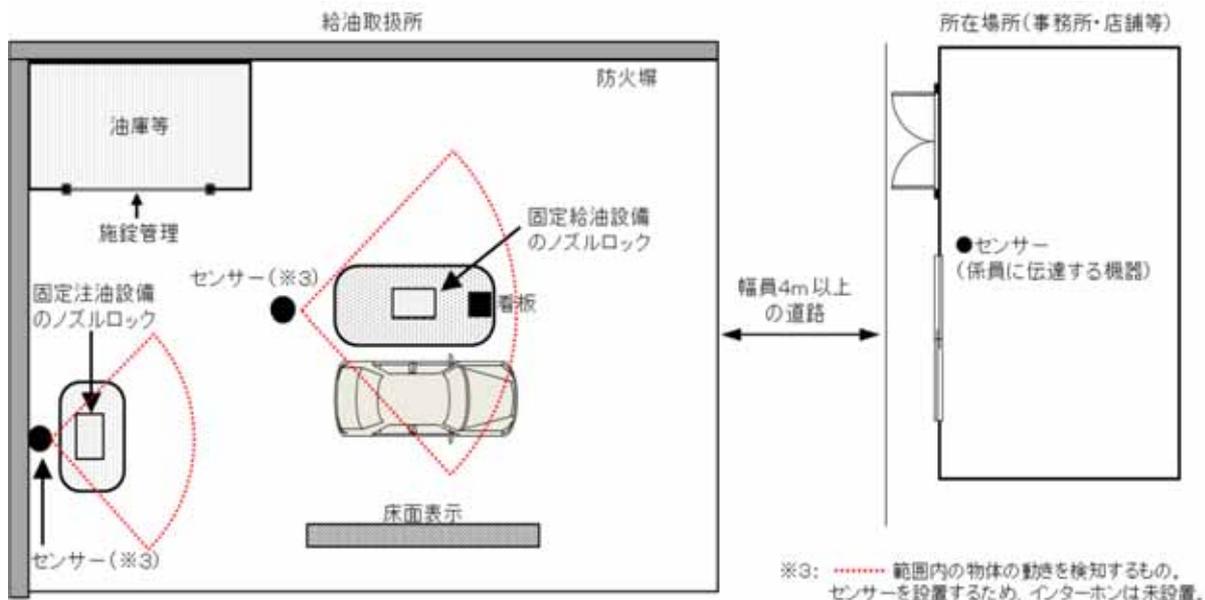


図3 機器の設置例

()その他

既に呼び出しに応じて給油等を行っている給油取扱所については、当該施設の実態に応じて、本指針を参考にすることが望ましい。

(4) 地方創生を巡る動き

政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、平成27年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、平成26年12月27日に閣議決定しました。

地方公共団体においては、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することになっています。

加えて、平成27年度中に「地方版総合戦略」が策定され、平成28年度より具体的事業を本格的に推進する段階となるため、平成27年6月30日にまち・ひと・しごと創生基本方針2015をとりまとめ、平成27年度の方角性を示すとともに、平成27年末の国の「総合戦略」改訂を通じ、平成28年度以降の施策展開につなげていくこととしています。

これらの中で、地方創生の深化に向け、中山間地域等における「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)等を推進していくことが重要と位置付けられています。

中山間地域をはじめとする多くの農山漁村では、急激な高齢化や人口減少等により、商店やガソリンスタンドが撤退し生活サービスが低下するなど、将来の集落の維持が危ぶまれています。

ガソリンスタンドは、住民の生活に必要な生活サービス機能であり、小さな拠点が有する機能の一つとして燃料供給の観点から位置付けられています。次頁は「基本方針」や「総合戦略」において、「小さな拠点」の形成における燃料供給に関する記載を抜粋したものです。

【参考】「小さな拠点」の形成における燃料供給関連記載箇所(抜粋)

○まち・ひと・しごと創生基本方針2015(平成27年6月30日)

・地方創生の深化に向けた政策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

【具体的取組】

◎生活サービスの集約・確保やネットワークの維持等の推進

・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランティアチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日)

・基本的な考え方

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア)中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

【施策の概要】

中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障が生じてきているが、サービス提供体制については、例えば福祉の分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺地域とのネットワークを持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

(5) 石油業界関係事業者の取組

① 石油元売会社

() 出光興産株式会社

- a. 既存SSに対する経営力強化活動の継続
 - イ. エリア特性に合った販売方法、オペレーションの提案
 - ロ. 他エリア先行事例の共有化
- b. 各自治体からの相談案件への対応
 - イ. 相談のあった個別案件毎に事業性可否の精査
 - ロ. 周辺販売店の紹介
- c. 個別案件への対応

() EMGマーケティング合同会社/東燃ゼネラル石油株式会社

- a. 将来過疎問題が起こり得る地域の独自特定と系列SSの所在確認
- b. ベストサービスプログラムを活用したビジネスコンサルティング活動
- c. 代理店・販売店と地域自治体との過疎対策
- d. 相談状況の情報収集及びその対応

() キグナス石油株式会社

- a. 本社営業部にSS過疎地対策窓口を設置
- b. 特約店を通じ、SSが市町村に3か所以下の自治体に立地する系列SSの現状と要請把握を実施、同時に運営の工夫による経営効率化についての情報を提供
- c. 今後、具体的な要請が上がれば、特約店・販売店と共に自治体と相談しインフラ維持を検討・模索していく

() コスモ石油マーケティング株式会社

- a. 多額の投資が必要になる電気防食措置やFRPライニングなどの消防法対応がSS閉鎖の要因になる場合があるため、系列SSのタンク埋設時期等のデータベースを作成
- b. SSが市町村に3か所以下の自治体に立地する系列SSを把握し、閉鎖動向を収集し、営業継続に係る検討や種々の支援を実施するフローを構築

() JXエネルギー株式会社

- a. SSが市町村に3か所以下の自治体に立地する系列SSの把握
- b. 各種リテールサポートツールを活用したSS経営改善提案
- c. 効率的・安定的な灯油配達スキームの立案・実証

() 昭和シェル石油株式会社

- a. 系列SSの現状調査
- b. 先進的事例の調査
- c. 他業種との協業について協議を継続

() 太陽石油株式会社

- a. 地元自治体対応：製油所立地の愛媛県(四国)と“石油製品供給不安”等に関する意見交換やSS過疎地対策に係る情報共有を図った。
- b. 自系列SS対応：SS過疎地立地の自系列SSの実態調査、及び、SS運営者への情報提供(補助事業、SS過疎に関する業界動向等)を実施
- c. SS過疎地供給モデルの検討：新技術開発検討会への参画(サービスイメージ提案等)

②全国石油商業組合連合会(各都道府県石油商業組合)

()過疎地等における官公需の受注機会の拡大支援

官公需法に基づく、基本方針において、石油供給網の強靱化の観点から、災害時燃料供給協定を締結している石油組合及び加入する中小石油販売業者に対して、可能な場合には、分離・分割発注、随意契約等で配慮することが規定されたことを受け、官公需適格組合の未取得組合に対し、取得を支援。

現在、45の石油商業組合が都道府県と災害時燃料供給協定を締結。

()SS過疎地に立地する組合員SS、SS過疎地に関する地域住民や自治体等からの要望・相談に対する対応およびアドバイスの実施。

()各都道府県石油商業組合と連携した、国庫補助事業の円滑な執行

()経営相談窓口等の活用

過疎地域等における後継者不在、収益悪化等、石油製品販売業者の事業継続にも応える経営相談窓口として全国石油商業組合連合会に「経営相談室」を設置し、弁護士、会計士等外部有識者と連携しながら問題解決策を提案。

()各都道府県石油商業組合

a.福島県石油商業組合

平成21年度に組合内にSS過疎地検討会を設置し、県内のSS過疎地において、自治体、SS事業者、地域住民からヒアリング、アンケート調査を実施し、県内のSS過疎地の実態把握を実施。

b.長野県石油商業組合

県内におけるSSのタンク容量、営業時間、連絡先等のデータを整備し、自治体に共有。

c.愛媛県石油商業組合

県内におけるSSの減少等を整理し、県議会、自治体に働きかけを実施。

d.北海道*、青森県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県*、香川県、愛媛県、高知県、長崎県*、宮崎県の13石油商業組合(*＝一部で実施)

災害時に有用な「ガソリン満タン」運動による消費者広報・啓発活動の実施。一部では、灯油の「軒先備蓄」の呼びかけも実施。

e.茨城県石油商業組合

地域外から来訪するドライバーに対する観光ガイドを目的に、県関係部署・機関と連携した「観光スポットSS」事業の実施。

③石油連盟

SS過疎地において、安全の確保を前提とした新技術や運営オペレーション等と関連法令等との関係について実務的な確認及び課題抽出を行い、これを解決するための技術的な方策を検討。

④全国農業協同組合連合会

(i)施設老朽化対応

SS洗車機やピット室などを省くといった、必要最小限の機能に絞って建設費及び運営費を最小化した「コンパクトセルフSS」の提案

(ii)運営コスト最適化対応

a.他業種等と連携した低コスト運営手法の研究

b.給油エリアの特性にあわせた運営手法等の提案

(6) 各種相談窓口

揮発油等の品質の確保に関する法律に係る受付窓口

北海道経済産業局	資源・燃料課	011-709-1788
東北局経済産業局	資源・燃料課	022-221-4934
関東経済産業局	資源・燃料課	048-600-0371
中部経済産業局	石油課	052-951-2781
近畿経済産業局	資源・燃料課	06-6966-6044
中国経済産業局	資源・燃料課	082-224-5715
四国経済産業局	資源・燃料課	087-811-8536
九州経済産業局	石油課	092-482-5476
沖縄総合事務局	石油・ガス課	098-866-1756

各都道府県石油商業組合連絡先

北海道石油商業組合	011-822-8111	札幌地方石油業協同組合	011-822-8114
小樽地方石油業協同組合	0134-23-7151	函館地方石油業協同組合	0138-23-4426
旭川地方石油販売業協同組合	0166-22-0444	胆振地方石油販売業協同組合	0143-46-2352
帯広地方石油業協同組合	0155-22-1255	釧根地方石油業協同組合	0154-41-6818
宗谷地方石油業協同組合	0162-23-2767	北見地方石油業協同組合	0157-23-4582
空知地方石油業協同組合	0125-24-6768	南空知地方石油業協同組合	0126-22-5293
留萌地方石油業協同組合	0164-42-7315	日高地方石油業協同組合	0146-22-2366
上川北部石油業協同組合	01654-2-3966	苫小牧地方石油業協同組合	0144-33-8515
富良野地方石油業協同組合	0167-23-2412	紋別地方石油業協同組合	0158-4-2061
千歳地方石油業協同組合	0123-22-2887	青森県石油商業組合	017-722-1400
岩手県石油商業組合	019-622-9528	宮城県石油商業組合	022-265-1501
福島県石油商業組合	024-546-6252	秋田県石油商業組合	018-862-6981
山形県石油商業組合	023-664-2821	新潟県石油商業組合	025-267-1321
長野県石油商業組合	026-254-5600	群馬県石油商業組合	027-251-1888
栃木県石油商業組合	028-622-0435	茨城県石油商業組合	029-224-2421
千葉県石油商業組合	043-246-5225	埼玉県石油商業組合	049-235-5111
東京都石油商業組合	03-3593-1421	神奈川県石油商業組合	045-641-1351
静岡県石油商業組合	054-282-4337	山梨県石油商業組合	055-233-5850
愛知県石油商業組合	052-322-1550	三重県石油商業組合	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	058-271-2903	富山県石油商業組合	076-429-8811
石川県石油商業組合	076-256-5330	福井県石油商業組合	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	077-522-7369	京都府石油商業組合	075-642-9733
大阪府石油商業組合	06-6362-2910	奈良県石油商業組合	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	073-431-6251	兵庫県石油商業組合	078-321-5611
岡山県石油商業組合	086-246-2040	広島県石油商業組合	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	0859-21-1400	島根県石油商業組合	0852-25-4488
山口県石油商業組合	083-973-4400	徳島県石油商業組合	088-622-6406
高知県石油商業組合	088-831-0439	愛媛県石油商業組合	089-924-3856
香川県石油商業組合	087-833-9665	福岡県石油商業組合	092-272-4564
大分県石油商業組合	097-533-0235	佐賀県石油商業組合	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	095-826-4181	熊本県石油商業組合	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	0985-24-7775	鹿児島県石油商業組合	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	098-998-1871		

SS過疎地対策ハンドブック

発行

SS過疎地対策協議会事務局

経済産業省

資源エネルギー庁 資源・燃料部

石油流通課

平成28年5月

初版

【問い合わせ先】

SS過疎地対策相談窓口

石油流通課

03-3501-1320